

令和8年6月市議会 建設水道委員会資料

所管事項調査

【目 次】

	ページ
I 組織・事務分掌等・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ～ 3
II 所管事務の現況	
1 水道事業の現況・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ～ 6
2 下水道事業の現況・・・・・・・・・・・・・・・・	7 ～ 11
III 主要事業の概要	
1 水道事業の主要事業・・・・・・・・・・・・・・・・	12 ～ 22
2 下水道事業の主要事業・・・・・・・・・・・・・・・・	23 ～ 33
IV 長崎市上下水道事業マスタープラン2025の進捗状況	
1 マスタープランの概要・・・・・・・・・・・・・・・・	34
2 長崎市上下水道事業マスタープラン2025成果指標・・・・・・・・	35 ～ 36
V 水道料金のあり方について・・・・・・・・	37 ～ 55

上 下 水 道 局
令 和 8 年 6 月

I 組織・事務分掌

令和8年4月1日

局	部	課 室	係 等	分 掌 事 務
上下 水道局 2部 9課 2室 26係 5浄水場 2事務所 (248人)	業務部 3課 7係 (45人)	総 務 課 (10人)	総 務 係 職 員 係	・ 法規、文書、広報、議会、研修及び局懸案事項並びに局内事務の連絡調整に関すること。 ・ 職員の勤務条件、身分、給与、旅費、福利厚生、安全衛生及び安全運転管理並びに組織・定数管理に関すること。
		経 理 課 (15人)	経 理 係 管 財 係	・ 予算・決算、財政計画、出納及び資金運用に関すること。 ・ 庁舎管理、固定資産管理の総括、損害賠償保険及びたな卸に関すること。
		料金サービス課 (19人)	収納管理係 受付サービス係 給排水相談係	・ 水道料金、下水道使用料等の調定に関すること。 ・ 収納及び滞納整理の委託業務の運用並びに管理に関すること。 ・ 水道料金等の未納に係る給水停止及び滞納処分に関すること。 ・ 水道料金、下水道使用料等に係る諸届の受付に関すること。 ・ 水道メータの検針の委託業務の運用及び管理に関すること。 ・ 料金システム関連機器の運用及び保守に関すること。 ・ 給水装置工事の受付、審査及び検査並びに指定給水装置工事事業者に関すること。 ・ 排水設備の計画確認及び検査並びに排水設備指定工事店に関すること。 ・ 下水道整備促進及び水洗化促進に関すること。
	事業部 6課 2室 19係 5浄水場 2事務所 (203人)	事業管理課 (20人)	管 理 係	・ 部内の総合調整、部の所管に係る予算の経理、工事の施行の総括及び国庫支出金に関すること。
			企 画 係	・ 水需給計画、事業認可、下水道将来計画、事業計画策定、統計年報及び開発行為、アセットマネジメント支援情報システムに関すること。
		水道建設課 (23人)	建 設 1 係 建 設 2 係 建 設 3 係	・ 配水施設整備事業に係る設計・施行・監督に関すること。 ・ 配水施設整備事業に係る設計・施行・監督に関すること。 ・ 負担金付工事及び配水施設整備事業に係る設計・施行・監督に関すること。

局	部	課 室	係 等	分 掌 事 務
		給 水 課 (46 人)	維 持 1 係 維 持 2 係 南部上下水道事務所 北部上下水道事務所	・配水施設の維持管理、修繕及び他工事依頼によるバルブ操作に関すること。 ・漏水防止対策に関すること。 ・配水施設の維持管理、修繕及び他工事依頼によるバルブ操作に関すること。 ・漏水防止対策に関すること。 ・旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町及び旧三和町の区域における水道施設の維持管理及び水質検査並びに水道料金等の収納に関すること。 ・旧外海町及び旧琴海町の区域における水道施設の維持管理及び水質検査並びに水道料金等の収納に関すること。
		浄 水 課 (49 人)	浄 水 施 設 係 電 機 係 手 熊 浄 水 場 浦 上 浄 水 場 道 ノ 尾 浄 水 場 東 長 崎 浄 水 場 小 ケ 倉 浄 水 場	・貯水、取水、導水、浄水及び送水施設等に係る工事並びに維持管理に関すること。 ・所管の電機施設の総括管理に関すること。 ・所管の浄水場（三重浄水場含む。）の運営に関すること。 ・所管の浄水場の運営に関すること。 ・所管の浄水場の運営に関すること。 ・所管の浄水場（本河内浄水場含む。）の運営に関すること。 ・所管の浄水場の運営に関すること。
		新浄水場整備室 (6 人)		・新浄水場整備に関すること
		水質管理室 (10 人)		・水道水質の検査、調査研究、水源の汚染防止及び供給水の異臭味対策に関すること。
		下 水 道 建 設 課 (19 人)	建 設 1 係 建 設 2 係 維 持 係	・污水管及び雨水渠布設工事の設計・監督に関すること。 ・下水処理場及びポンプ場の土木施設工事の設計・監督に関すること。 ・污水管布設工事の設計・監督に関すること。 ・管渠のストックマネジメント計画・実施に関すること。 ・污水管、雨水渠及び集落排水処理施設の維持管理に関すること。 ・取付管の整備に関すること。
		下 水 道 施 設 課 (28 人)	施設管理係 電 機 係 水 質 係 東部施設係 西部施設係	・下水処理場及びポンプ場の総括並びに下水処理場の整備に関すること。 ・下水処理場及びポンプ場の電気・機械施設工事の設計・監督に関すること。 ・下水道水質の総合管理及び特定施設等検査に関すること。 ・所管の下水処理場（東部・南部下水処理場）、ポンプ場及び集落排水処理施設の維持管理に関すること。 ・所管の下水処理場（中部・西部・三重下水処理場）、ポンプ場及び集落排水処理施設の維持管理に関すること。

Ⅱ 長崎市上下水道局所管事務の現況

1 水道事業等の現況

(1)沿革

- ・明治24年3月に我が国3番目の近代水道として創設
- ・人口増加や社会情勢の変化を受け、7回の拡張事業を行うとともに、周辺部の簡易水道等を中央水道へ統合
- ・平成17年・18年には周辺7町(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町、三和町、琴海町)と合併
- ・合併により47か所となった浄水場を平成19年から令和3年までにかけて水道施設統合整備事業を行い、7か所に集約
- ・現在は、老朽化した浦上浄水場と道ノ尾浄水場を廃止するとともに、長与町と共同で新たな浄水場等の水道施設を整備を進めている

(2)施設の状況

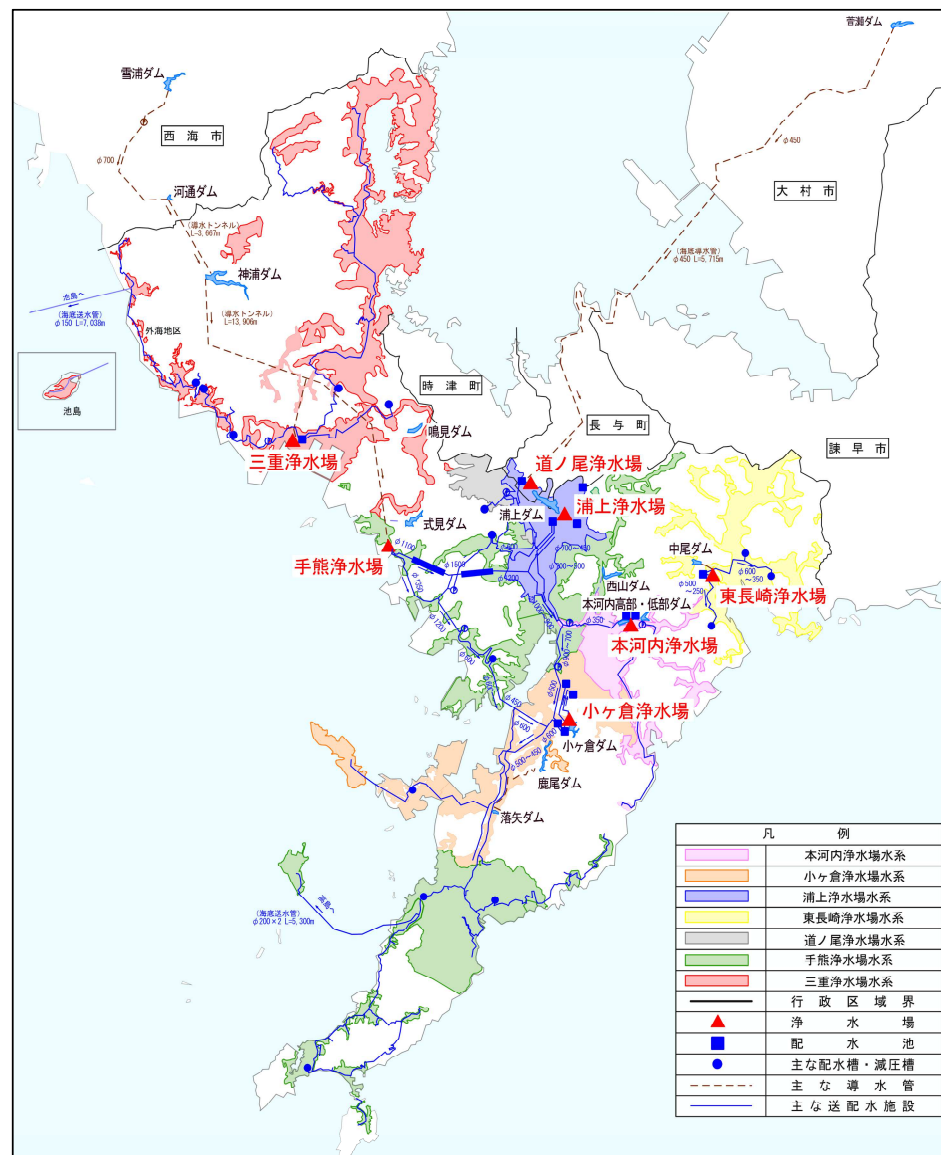
令和7年度末現在

水源	ダム 表流水	14か所 1か所
施設数	浄水場 配水タンク	7か所 233か所
管路延長		2,609km



※本河内高部ダム 明治24年築造

(3) 水道施設位置図



(4) 主要指標

No.	区 分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	国勢調査に基づく 推計人口	人	395,591	389,895	385,105	379,998
※	住民基本台帳 登録人口	人	398,747	393,052	388,261	383,154
2	給水人口	人	387,086	381,512	377,403	372,398
3	普及率	%	97.9	97.9	98.0	98.0
4	給水戸数	戸	216,125	216,250	215,915	215,979
5	年間給水量	m ³	41,697,190	41,707,340	41,554,380	41,267,410
6	1日平均給水量	m ³	114,239	113,954	113,848	113,061
7	年間有収水量	m ³	36,808,782	36,272,634	36,027,990	35,588,834
8	1日平均有収水量	m ³	100,846	99,106	98,707	97,504
9	年間有収率	%	88.3	87.0	86.7	86.2
10	給水収益	円	8,522,470,166	8,425,182,082	8,376,586,943	8,292,829,235
11	1日最大給水量	m ³	123,200	124,090	124,790	123,570
12	1人1日平均使用量	ℓ	261	260	262	262
13	<参考> 給水区域外人口	人	481	329	256	250

「※」は下水道の統計で用いる指標

2 下水道事業等の現況

(1) 沿革

- ・昭和27年4月から事業に着手し、昭和36年12月に中部下水処理場の供用を開始
- ・順次処理区域の拡大を行い、7か所の下水処理場を建設してきたが、平成11年度の全体計画の見直しにより処理区の統廃合を行い、北部と小江原の2か所の下水処理場を廃止
- ・平成17年・18年の周辺7町との合併により、下水処理場が11か所となったが、将来の需要に合わせた施設の集約化を目的として、令和5年度に中部下水処理場を廃止し、10か所の下水処理施設となる
- ・令和6年4月1日から農業集落排水事業及び漁業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用
- ・現在は集落排水施設を含めた施設の統廃合などに取り組んでいる

(2) 施設の状況

令和7年度末現在

種別	公共下水道	集落排水処理施設
処理区数	19処理区 [公共下水道 10処理区 特定環境保全公共下水道 9処理区]	9処理区 [農業集落排水処理施設 5処理区 漁業集落排水処理施設 4処理区]
処理場数	10処理場	8処理場
管路延長	1,854km	119km



※西部下水処理場 平成4年供用開始

(3) 汚水処理の概要

ア 公共下水道事業

(ア) 公共下水道事業

主に市街化区域における下水を排除するために施行されるもの

(イ) 特定環境保全公共下水道事業

公共下水道のうち、市街化区域(市街化区域が設定されていない都市計画区域にあつては既成市街地及びその周辺の地域)以外の区域で生活環境の改善を図る必要又は水質保全上必要な区域において施行されるもの

イ 集落排水事業(地域における小規模な下水道)

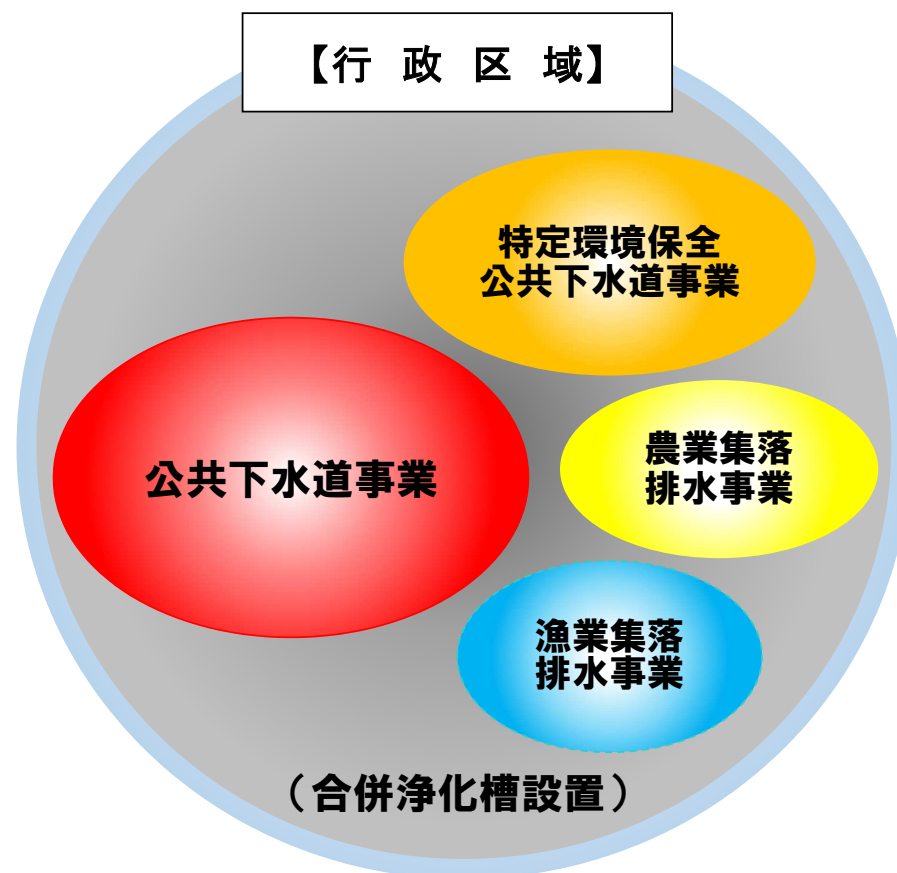
(ア) 農業集落排水事業

農業集落等における生活環境を改善するために施行されるもの

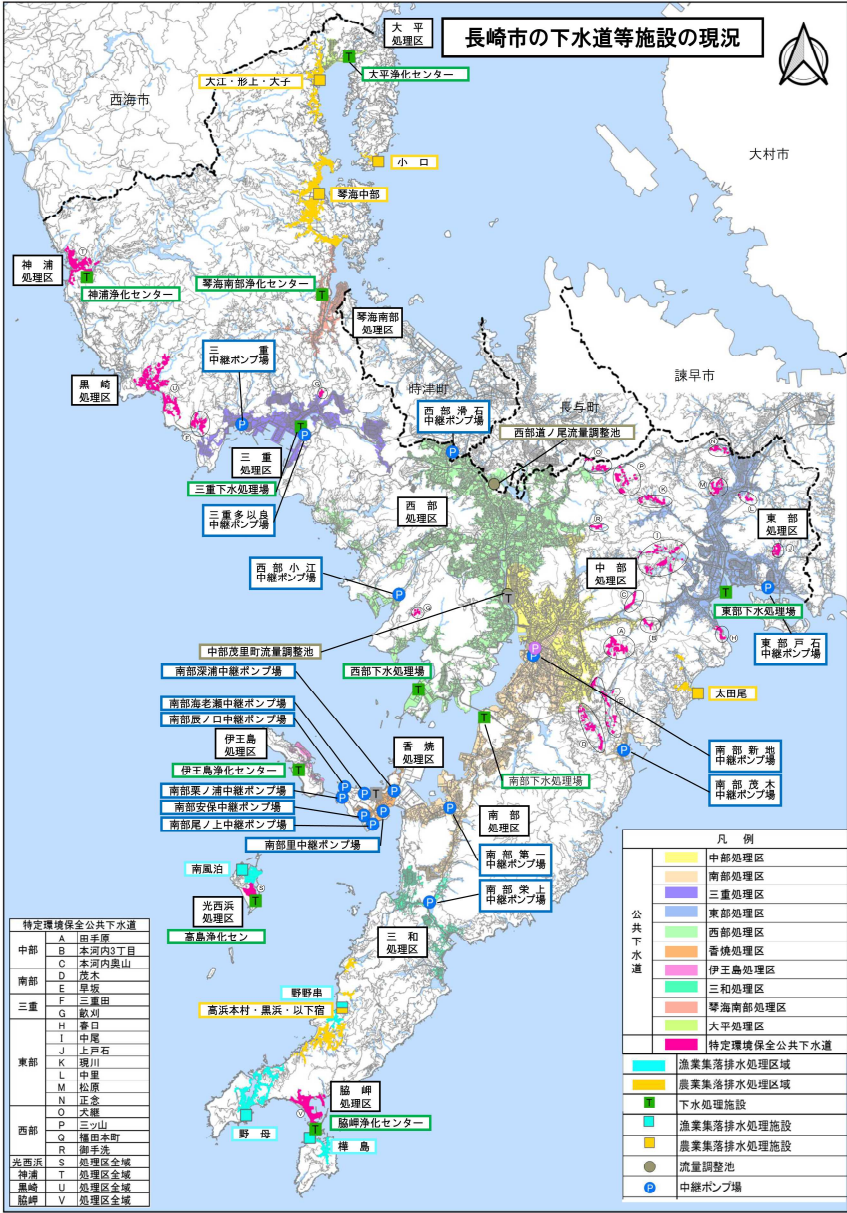
(イ) 漁業集落排水事業

漁業集落等における生活環境を改善するために施行されるもの

【参考】汚水処理区域のイメージ



(4) 下水道施設位置図



(5) 主要指標

【公共下水道のみ】

NO.	区分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
※	国勢調査に基づく人口推計	人	395,591	389,895	385,105	379,998
1	住民基本台帳人口	人	398,747	393,052	388,261	383,154
2	住民基本台帳世帯数	戸	205,395	205,061	205,139	204,669
3	処理区域内人口	人	376,668	371,559	367,242	364,045
4	処理区域内戸数	戸	193,636	193,433	193,575	194,038
5	水洗化人口	人	366,521	361,645	357,456	356,200
6	水洗化戸数	戸	188,207	188,074	188,209	189,707
7	普及率（人）	%	94.5	94.5	94.6	95.0
8	普及率（世帯）	%	94.3	94.3	94.4	94.8
9	水洗化率	%	97.3	97.3	97.3	97.8
10	年間総処理水量	m ³	43,677,488	43,685,876	42,985,756	43,316,713
11	1日平均処理水量	m ³	119,664	119,360	117,769	118,676
12	年間有収水量	m ³	36,179,106	35,761,184	35,731,201	35,402,889
13	1日平均有収水量	m ³	99,121	97,708	97,894	96,994
14	年間有収率	%	82.8	81.9	83.1	81.7
15	下水道使用料	円	7,407,378,089	7,385,988,689	7,437,082,115	7,410,042,597
16	1日最大処理水量	m ³	131,606	139,254	133,156	143,318
17	1人1日平均有収水量	ℓ	270	270	274	272

「※」は水道の統計で用いる指標

【参考：集落排水事業含む】

NO.	区分	単位	令和6年度	令和7年度
※	国勢調査に基づく 推計人口	人	385,105	379,998
1	住民基本台帳 登録人口	人	388,261	383,154
2	住民基本台帳 登録世帯数	戸	205,139	204,669
3	処理区域内人口	人	373,511	370,008
4	処理区域内戸数	戸	196,983	197,353
5	水洗化人口	人	363,046	361,562
6	水洗化戸数	戸	191,255	192,695
7	普及率（人）	%	96.2	96.6
8	普及率（世帯）	%	96.0	96.4
9	水洗化率	%	97.2	97.7
10	年間総処理水量	m ³	43,608,665	43,935,333
11	1日平均処理水量	m ³	119,476	120,371
12	年間有収水量	m ³	36,281,052	35,938,802
13	1日平均有収水量	m ³	99,400	98,462
14	年間有収率	%	83.2	81.8
15	下水道使用料	円	7,544,118,629	7,514,939,137
16	1日最大処理水量	m ³	135,351	145,643
17	1人1日平均有収水量	ℓ	274	272

Ⅲ 主要事業の概要

1 水道事業の主要事業

配水施設整備事業

(1) 事業の概要・目的

- 本事業は、管路の破損防止、耐震化、漏水対策の強化及び出水不良の解消を目的に、令和5年度から令和9年度までの5か年継続事業（総額110億円）で老朽管の布設替及び新規の管路布設等を実施
- 老朽管の布設替は、破損時における市民生活への影響を考慮し、口径が大きい基幹管路や重要拠点へつながる管路などの幹線管路を優先して実施
- 更新する管路は、評価項目（※1）による機能評価を行ったうえで、施工条件や並行工事による緊急性などを含め、総合的に判断して選定
- さらに、人口減少などによる料金収入の減を見込み、更新費用の縮減のため、管路更新時は流量等の再評価を行い、管路口径のダウンサイジングもあわせて実施

配水施設整備事業

※1 評価項目

項目	評価内容
管の状況	管の種類、経過年数
老朽面	腐食度ランク、事故の影響度（道路区分等）、事故履歴等
耐震面	重要拠点影響度（避難所、医療施設等）、影響世帯数等
水理面	水圧低下の影響度等
水質面	残留塩素の減少、滞留等
区域区分	立地適正化計画等

(2) 取組状況

第12次配水施設整備事業(令和5年度～令和9年度)

総事業費 110億円

総事業量 $\phi 30 \sim 900$ L=31.4km

年度	R5～R7	R7補正	R8	R9	合計
施工延長 (m)	20,512	1,284	5,164	4,419	31,379
進捗率 (%)	65.4	69.5	85.9	100	—

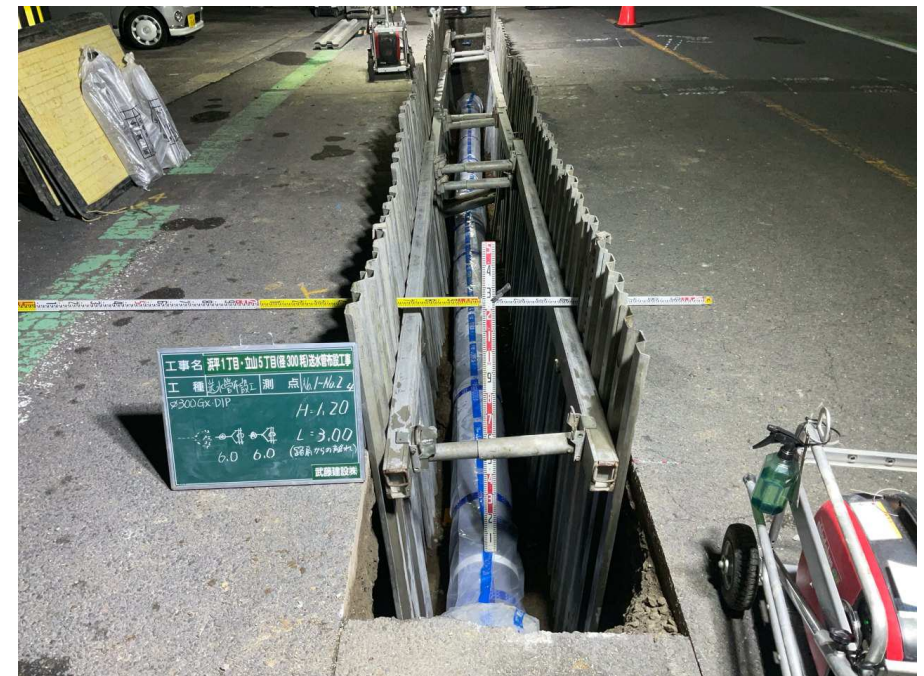
配水施設整備事業

【参考】配水管布設替の状況

配水管開削布設状況



配水管布設完了

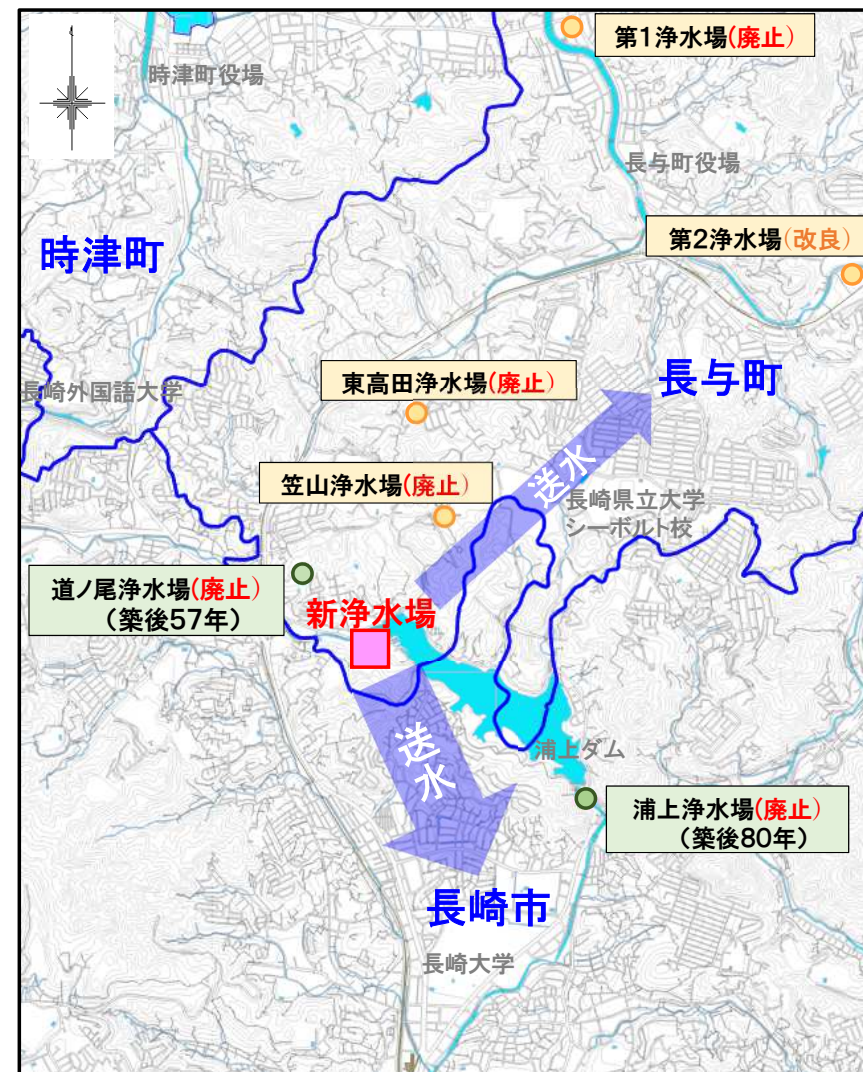


新浄水場共同整備事業

(1) 事業の概要・目的

- 長崎市と長与町は、将来の水需要を踏まえ、新たな浄水場を共同で整備し、あわせて双方の複数の老朽化した浄水場を廃止することで、施設の更新費用の縮減と経営基盤の強化を図ることとしている
- また、民間活力導入の視点から、DBO方式(設計・施工・運転管理一括発注方式)を用い、令和8年2月10日にグループ企業と契約し、事業をすすめている。

事業名	長崎市・長与町新浄水場共同整備事業
事業主体	長崎市上下水道局（共同事業者：長与町水道局）
事業手法	DBO方式（設計・施工・運転管理一括発注方式）
事業内容	・新浄水場整備 ・場外施設整備（配水池、ポンプ場整備、既存浄水場改良） ・管路整備（導・送・配水管路） ・新浄水場の運転維持管理業務及び場外施設保守点検業務
事業費	総事業費 297.1億円 (設計及び工事費252.2億円、運転維持管理費44.9億円)
事業期間 (予定)	令和7年度～令和29年度 ・新浄水場供用開始 令和15年4月 ・運転維持管理期間 令和15年度～令和29年度（供用開始から15年間）



新浄水場共同整備イメージ図

新浄水場共同整備事業

(2) 施設の概要

ア 新浄水場（共同施設）

施設能力	29,535 m ³ /日
水源	浦上ダム、JR長崎トンネル湧水、萱瀬ダム
水利使用 可能水量	39,500 m ³ /日
浄水処理方式	前処理+膜ろ過
建設予定地	北部下水処理場跡地 ・ 廃止年月日：平成15年11月 ・ 所在地：長崎県西彼杵郡長与町高田郷 298-1ほか1筆 ・ 敷地面積：14,300.67 m ²

イ その他の施設（共同施設、長崎市単独施設）

導水施設	・ 導水管 工事延長 2.9km
送水施設	・ 送水管 工事延長 3.5km ・ 送水ポンプ施設 1カ所
配水施設	・ 配水管 工事延長 0.6km ・ 新配水池 6,000m ³



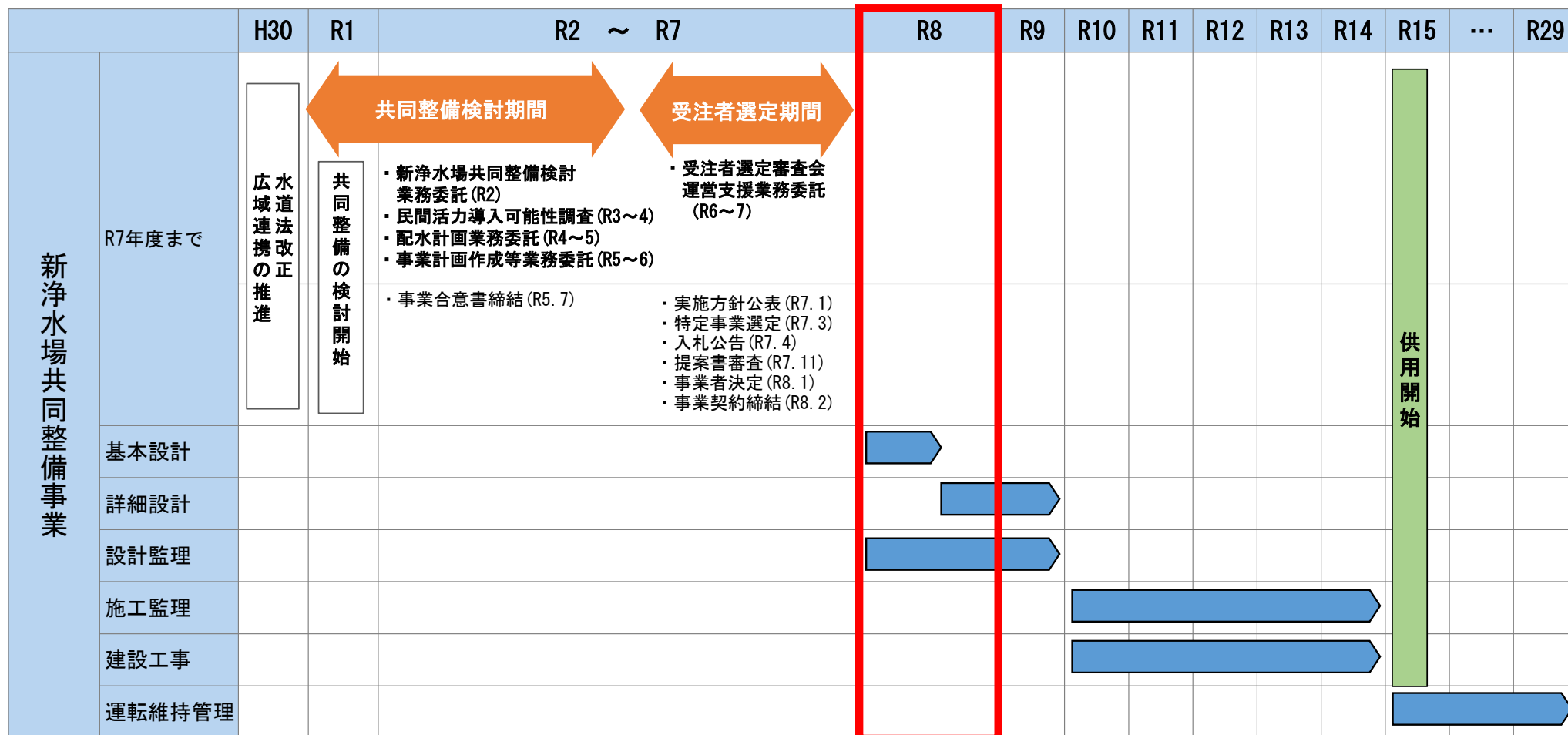
建設予定地航空写真

新浄水場の施設能力配分表

市町	施設能力 (m ³ /日)	比率
長崎市	25,880	87.62%
長与町	3,655	12.38%
全体	29,535	100.00%

新浄水場共同整備事業

(3) 事業スケジュール



長崎水害緊急ダム事業(浦上ダム再開発)

(1)事業の概要・目的

- 昭和57年の長崎大水害を契機に、中島川、浦上川の洪水対策として水道専用であった浦上、本河内高部・低部及び西山の各ダムの利水容量の一部を治水目的に変更し、あわせて利水機能の代替として中尾ダムを新設
- これまでに西山、中尾、本河内高部・低部の各ダムの事業は完了し、残る浦上ダムの再開発を施行中

(2)施工主体

長崎県

(3)事業費(事業全体)

約740億円(進捗率84.9%)

うち、長崎市負担 約10.4億円(共同工事費の1.7%)

(4)事業期間(事業全体)

昭和58年度～令和11年度

(5)浦上ダム再開発

浦上ダム堤体の30cm嵩上げと貯水池内掘削(約48万 m^3)により洪水調節容量を新たに確保し、合わせて既存河川の流水断面が不足するダム下流側に分水路を新設



事業対象ダム位置図

長崎水害緊急ダム事業(浦上ダム再開発)

(6)事業内容



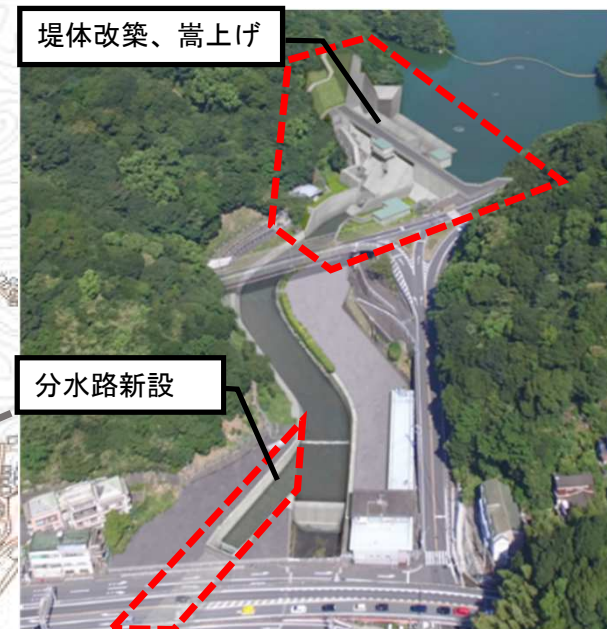
貯水池掘削 (R8. 2時点)



工事用道路工 (R7. 12時点)



仮設ヤード工 (R8. 1時点)



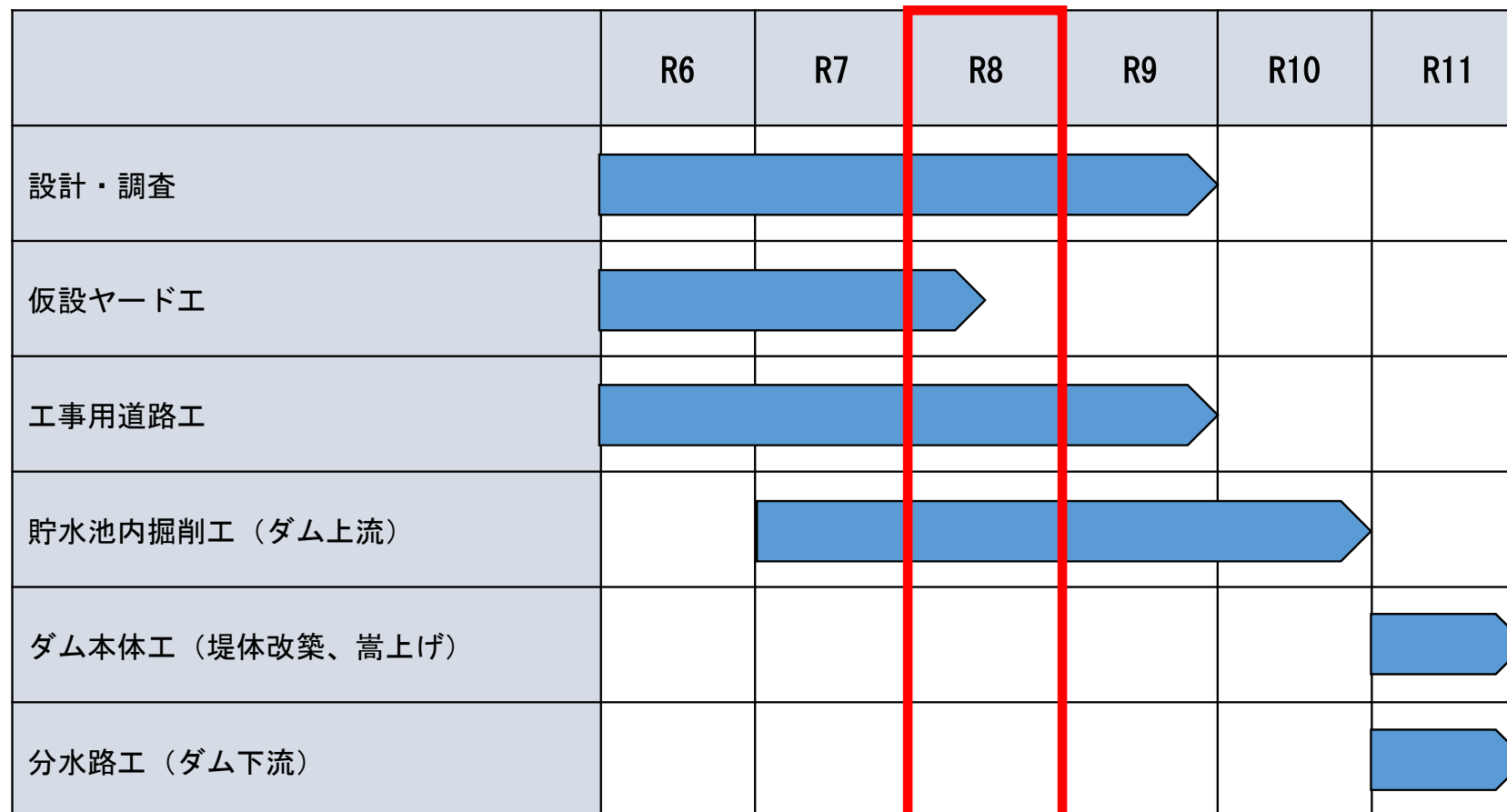
堤体改築、嵩上げ

分水路新設

完成予想図

長崎水害緊急ダム事業(浦上ダム再開発)

(7)事業スケジュール



高島地区海底送水管更新事業

(1) 事業の概要

老朽化している高島地区への海底送水管(1本)の布設替え

【工事概要】

- ①管種 海底部 特殊ポリエチレン管
陸上部 GX・DIP
- ②口径 Φ100mm
- ③延長 海底部 4,998m
陸上部 389m
計 5,387m

(2) 高島地区給水状況(R8.3.31現在)

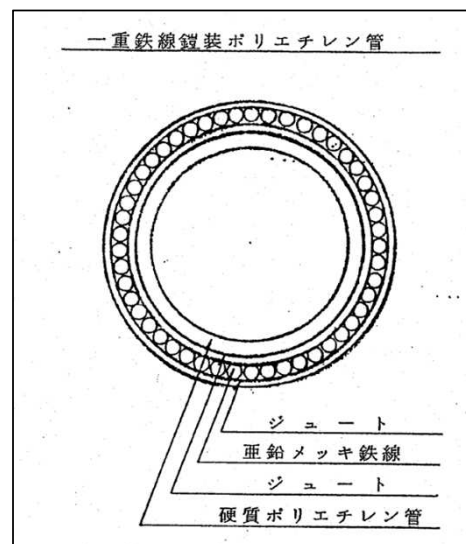
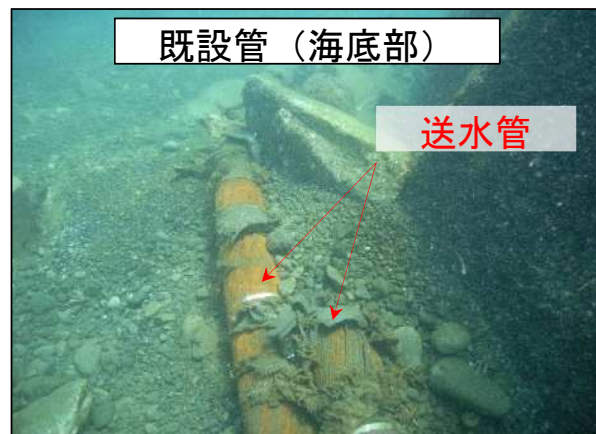
- ① 給水人口:219人
- ② 給水戸数:160戸
- ③ 日平均送水量:188m³/日

(3) 既存海底送水管の概要

- ① 管種:1重鉄線鍍装ポリエチレン管
- ② 口径:200mm
- ③ 延長:約5km(送水管2本)
- ④ 布設年度:昭和53年(47年経過)

(4) 事業費

総事業費 約18.8億円



PFASへの対応

(1) PFAS(ピーファス)とは有機フッ素化合物の総称

PFASの中でもPFOS(ピーフォス:ペルフルオロオクタンスルホン酸)とPFOA(ピーフォア:ペルフルオロオクタン酸)は、水や油をはじき、熱・薬品に強い性質があることから、泡消火剤、撥水剤、フライパンなどのテフロン加工に使われていた。環境中で分解しにくく、体内に蓄積するため、人の健康に影響する可能性が指摘されている。

(2) 検査結果と今後の対応について

○ 浄水後の水についての検査結果(令和7年度)

配水系統	(単位:ng/L)	
	PFOSとPFOAの合計値 (暫定目標値 50ng/L 以下)	
本河内浄水場	5未満(※)	
小ヶ倉浄水場	5未満(※)	
浦上浄水場	5未満(※)	
東長崎浄水場	5未満(※)	
道ノ尾浄水場	5未満(※)	
手熊浄水場	5未満(※)	
三重浄水場	5未満(※)	

※5未満:正確に測定できる最低濃度が5ng/Lであるため、それ未満の数値

○ 令和8年度以降の対応について

令和8年度からPFOS及びPFOAは検査が義務付けられている水質基準項目への見直しが行われた。なお、検査頻度は概ね3か月に1回以上である。

水質管理室では令和7年度にPFOS及びPFOAの検査に対応した分析機器への更新を行い、検査体制を整えた。

今後も継続的な水質検査及び水質監視を行い、安全・安心な水道水の提供を行う。

2 下水道事業の主要事業

ストックマネジメント事業

(1) 事業の概要・目的

- 下水道施設について、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことで、老朽化等による事故発生や機能停止を未然に防止し、あわせて、維持管理コストの縮減と平準化を図るもの
- ストックマネジメント計画に基づく改築等は国の防災・安全交付金の対象となり、第2期ストックマネジメント計画を令和6年度から令和10年度(5か年)で策定し、事業を実施している

(2) 取組状況

第2期計画 令和6年度～令和10年度

・污水管更生

施工延長 12.6km (令和7年度の実績 1.2km)

・処理場施設改築

南部下水処理場 No.1,2沈砂池設備の改築(機械・電気)

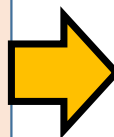
三重下水処理場 自家発電設備の改築 など

污水管更生	R6	R7	R8(予定)	R9	R10	合計
計 画 (Km)	1.6	1.6	1.5	3.6	4.3	12.6
実 績 (Km)	2.2	1.2	1.4	－	－	4.8
進 捗 率(%)	17.5	27.0	38.1	－	－	38.1

ストックマネジメント事業

【参考】 污水管更生工事の状況

管更生 施工前



管更生 施工後



下水道施設統合整備事業

(1) 事業の概要・目的

○人口減少に伴う使用料収入の減少、施設等の老朽化に伴う大量更新に対応するため、下水処理場の統廃合、集落排水処理施設の公共下水道への統合及びし尿等を公共下水道へ投入することにより、汚水処理全般の安定化を図るもの

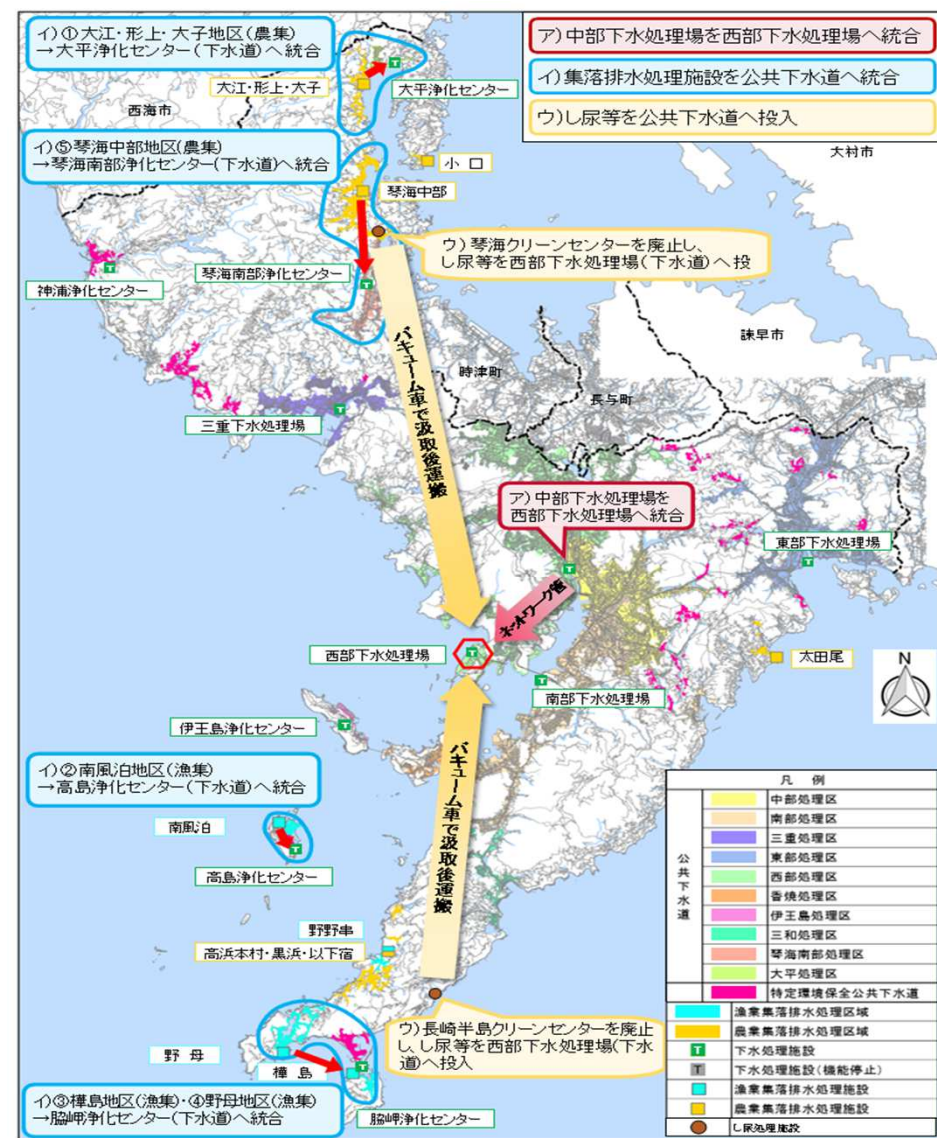
ア 中部下水処理場ほか解体工事

(中部下水処理場を西部下水処理場へ統合)

イ 集落排水処理施設を公共下水道へ統合

ウ し尿等を公共下水道に投入

(し尿等処理施設の共同化)



下水道施設統合整備事業

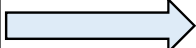
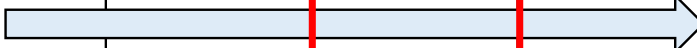
ア 中部下水処理場ほか解体工事

(1) 事業の概要・目的等

- 老朽化した中部下水処理場の機能を隣接処理区の西部下水処理場へ一元化し、中部下水処理場は令和5年度末で廃止
- また、中部下水処理場内の茂里町環境センター及び動物愛護管理センターの旧クリーンセンターへの移転についても令和5年度に完了
- 令和6年度から中部下水処理場及び茂里町環境センター、動物愛護管理センターの合同庁舎解体工事に着手

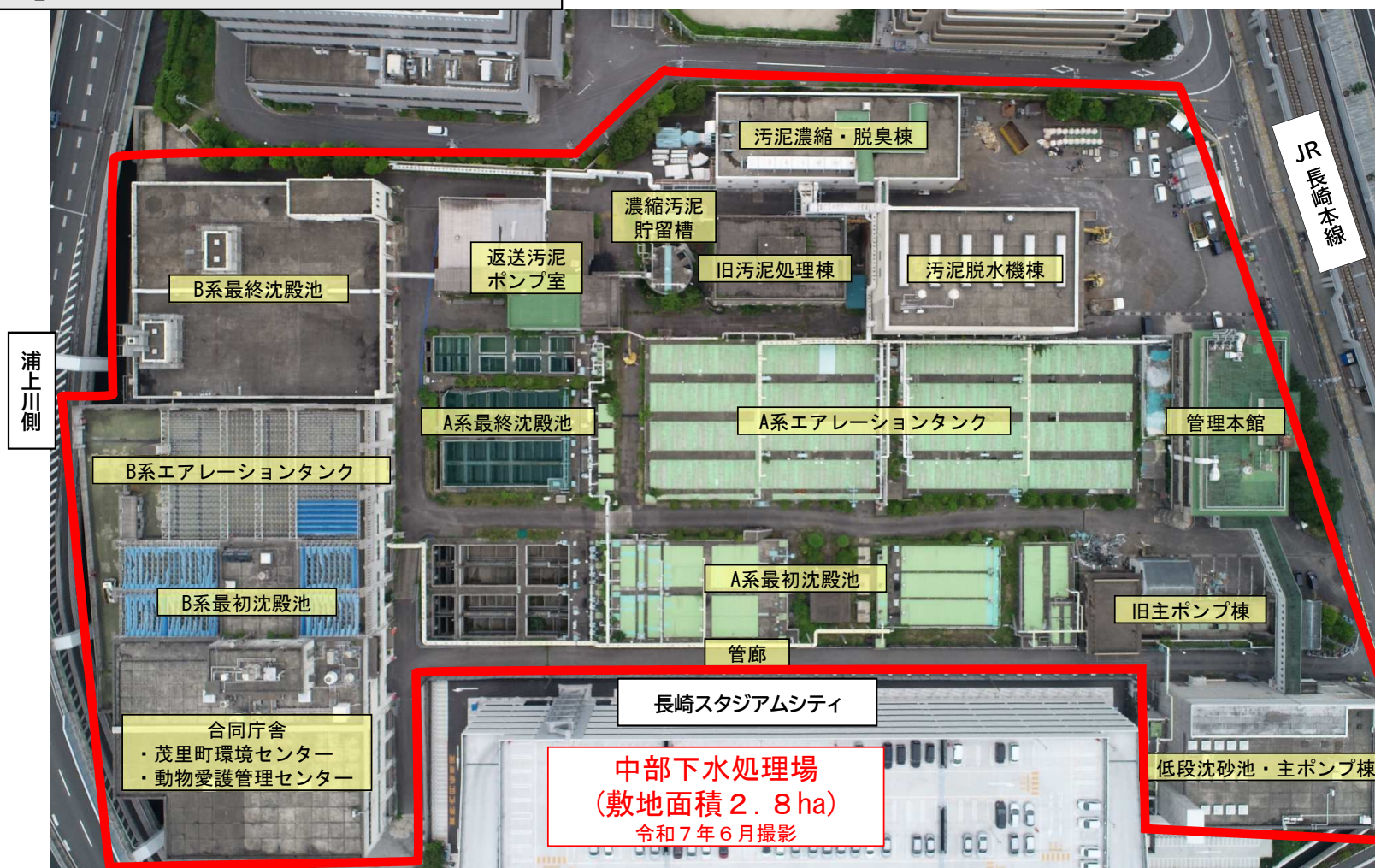
総事業費：約33億円

- ・アスベスト含有建材及び塗料の撤去
- ・プラント機械・電気設備撤去
- ・建築物解体、地下部埋め戻し

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
中部下水処理場	 廃止				
解体設計					
解体工事					

下水道施設統合整備事業

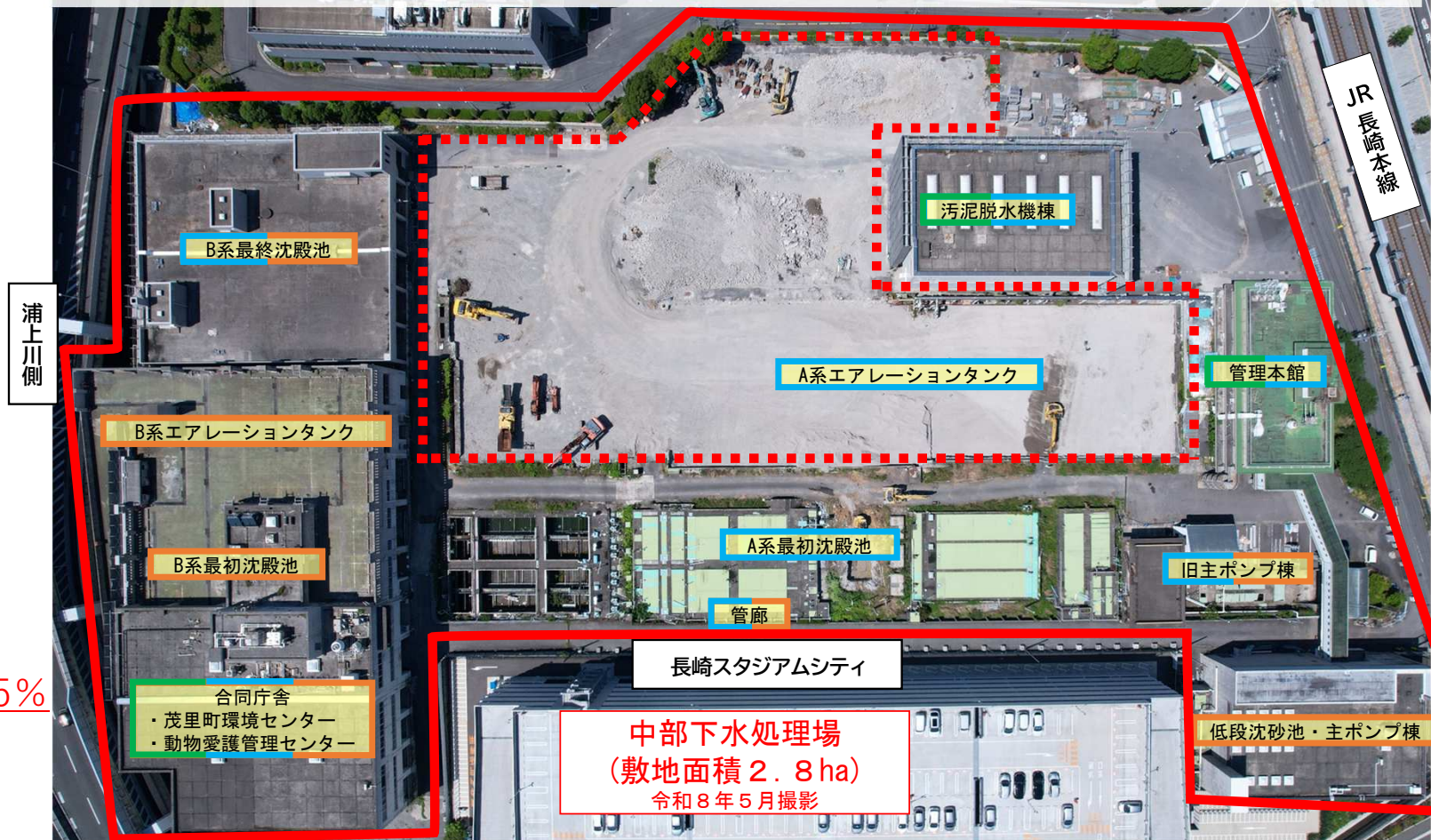
【参考】中部下水処理場の解体着手前写真



下水道施設統合整備事業

【参考】中部下水処理場の解体状況写真

 : 令和7年度
 : 令和8年度
 : 令和9年度
 : 解体済み ※令和8年5月時点



令和8年
 5月末時点
 進捗率27.5%

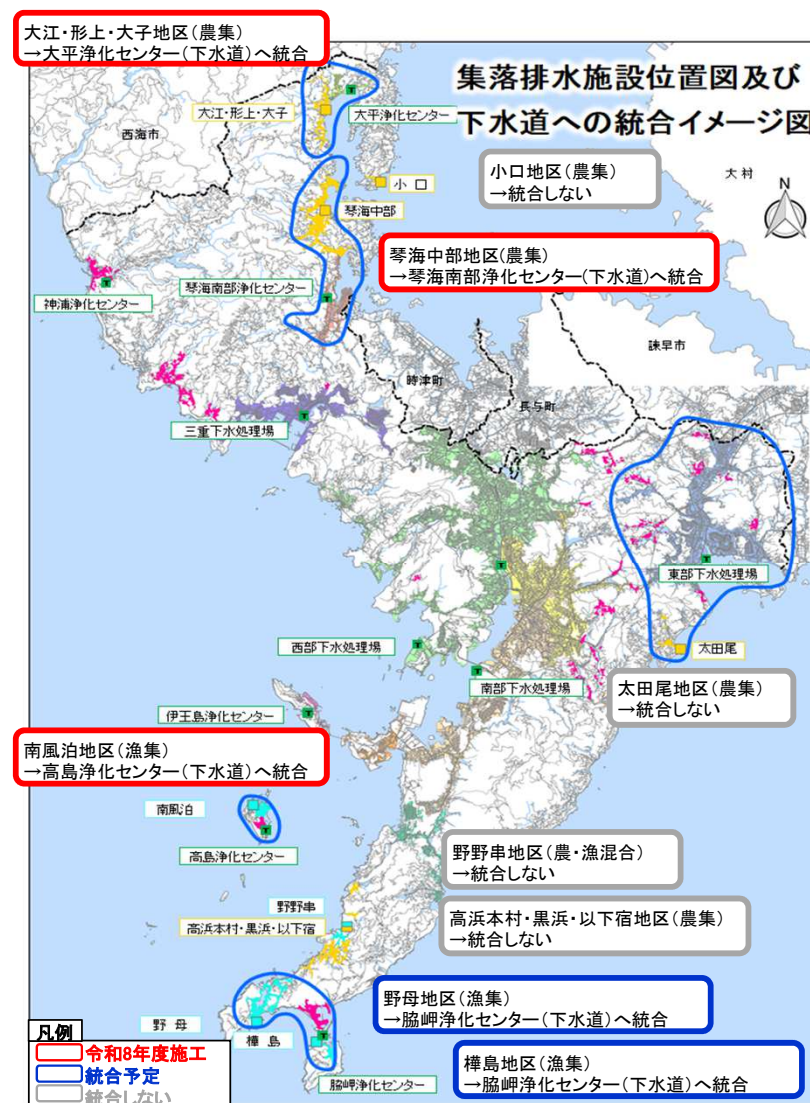
下水道施設統合整備事業

イ 集落排水処理施設を公共下水道へ統合

(1) 事業の概要・目的

○太田尾・高島・野母崎・琴海地区に位置する集落排水施設9箇所のうち、大江・形上・大子地区、南風泊地区、樺島地区、琴海中部地区及び野母地区の5箇所は令和14年度までに順次公共下水道へ統合

○統合による費用対効果が見込めない、あるいは統合先の施設能力が不足する4箇所(小口、高浜本村・黒浜・以下宿、野野串、太田尾地区)については、統合せず、施設の更新時に規模の適正化を図る



下水道施設統合整備事業

(2) スケジュール

集落排水施設		統合先処理施設	工事実施予定年度									参考
(地区)			R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	参考 (予定工事概要)
①	大江・形上、 大子（農集）	大平 浄化センター	詳細設計 業務委託									・管布設 L = 629m ・マンホールポンプ N=1箇所
				工事								
②	琴海中部 （農集）	琴海南部 浄化センター									・管布設 L = 4,901m ・マンホールポンプ N=4箇所	
				工事								
③	南風泊 （漁集）	高島 浄化センター										・管布設 L = 1,282m ・マンホールポンプ N=2箇所
				工事								
④	樺島 （漁集）	脇岬 浄化センター									・管布設 L = 1,160m ・マンホールポンプ N=2箇所	
				詳細設計	工事							
⑤	野母 （漁集）	脇岬 浄化センター									・管布設 L = 2,875m ・マンホールポンプ N=2箇所	
				不明水対策			工事					

下水道施設統合整備事業

ウ し尿等を公共下水道に投入(し尿等処理施設の共同化)

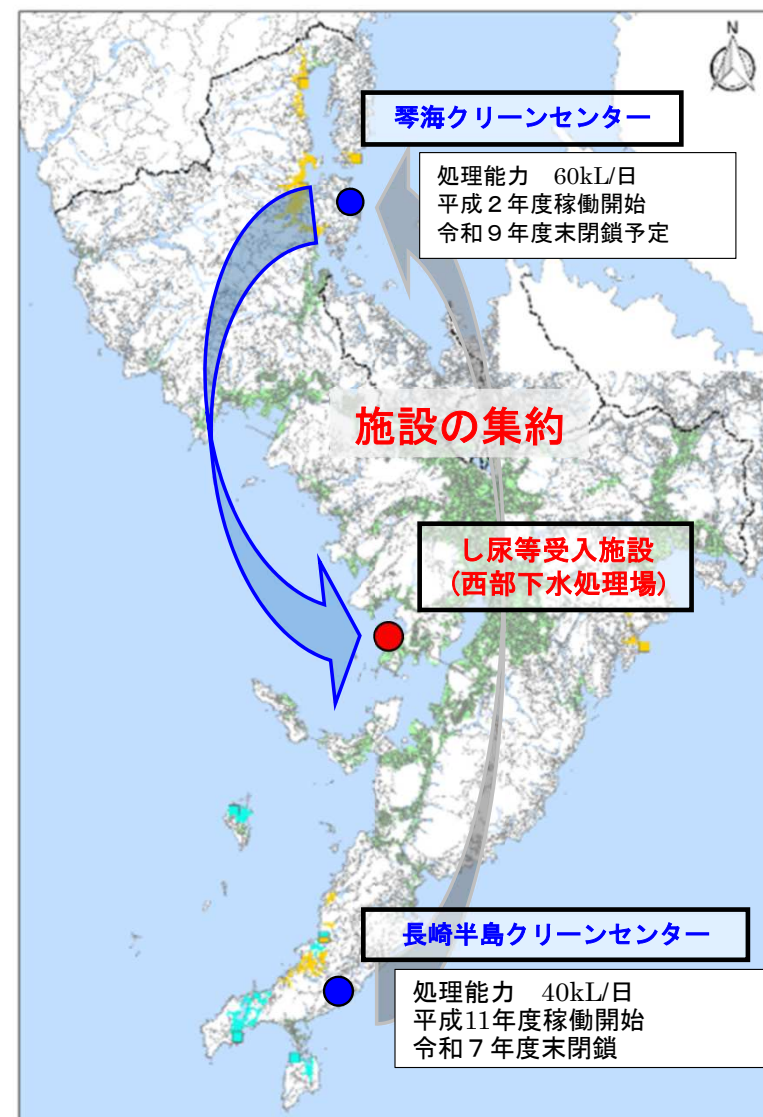
(1) 事業の概要・目的

○し尿及び浄化槽汚泥(以下「し尿等」という。)については、長崎半島クリーンセンターを令和7年度末に閉鎖し、琴海クリーンセンターで処理しているが、西部下水処理場で一括処理するほうが、最も安定的かつ経済的と確認できたため、令和10年度からの受け入れを目指し、西部下水処理場にし尿等受入施設を建設

○日本下水道事業団に委託しており、現在、業者が決定し、地下構造物の建設に着手している

(2) スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10
基本設計	→					
詳細設計		→				
建設工事			→	→	→	
稼働						→



下水道官民連携（ウォーターPPP）事業導入

（1）事業の概要

- 国の「PPP／PFI推進アクションプラン」が令和5年度に改定され、ウォーターPPPを推進する方向性が示された
- ウォーターPPP導入が、令和9年度以降の污水管改築に係る交付金要件となった
- 令和6年度に国のモデル都市に選定され、事前検討としてプレマーケットサウンディングを実施した
- 令和7年度に導入可能性調査で、地元企業を含む民間企業へ意向調査（マーケットサウンディング）を実施した

（2）導入可能性調査を踏まえた事業スキーム

- マーケットサウンディングや事業効果を検証した結果を踏まえ、西部下水処理場の更新実施型を検討対象として進めている

対象事業	公共下水道事業
事業手法	管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）更新実施型
対象施設	西部下水処理場及び一体管理しているポンプ場、マンホールポンプ
事業期間	10年間（令和11年2月～令和21年1月）

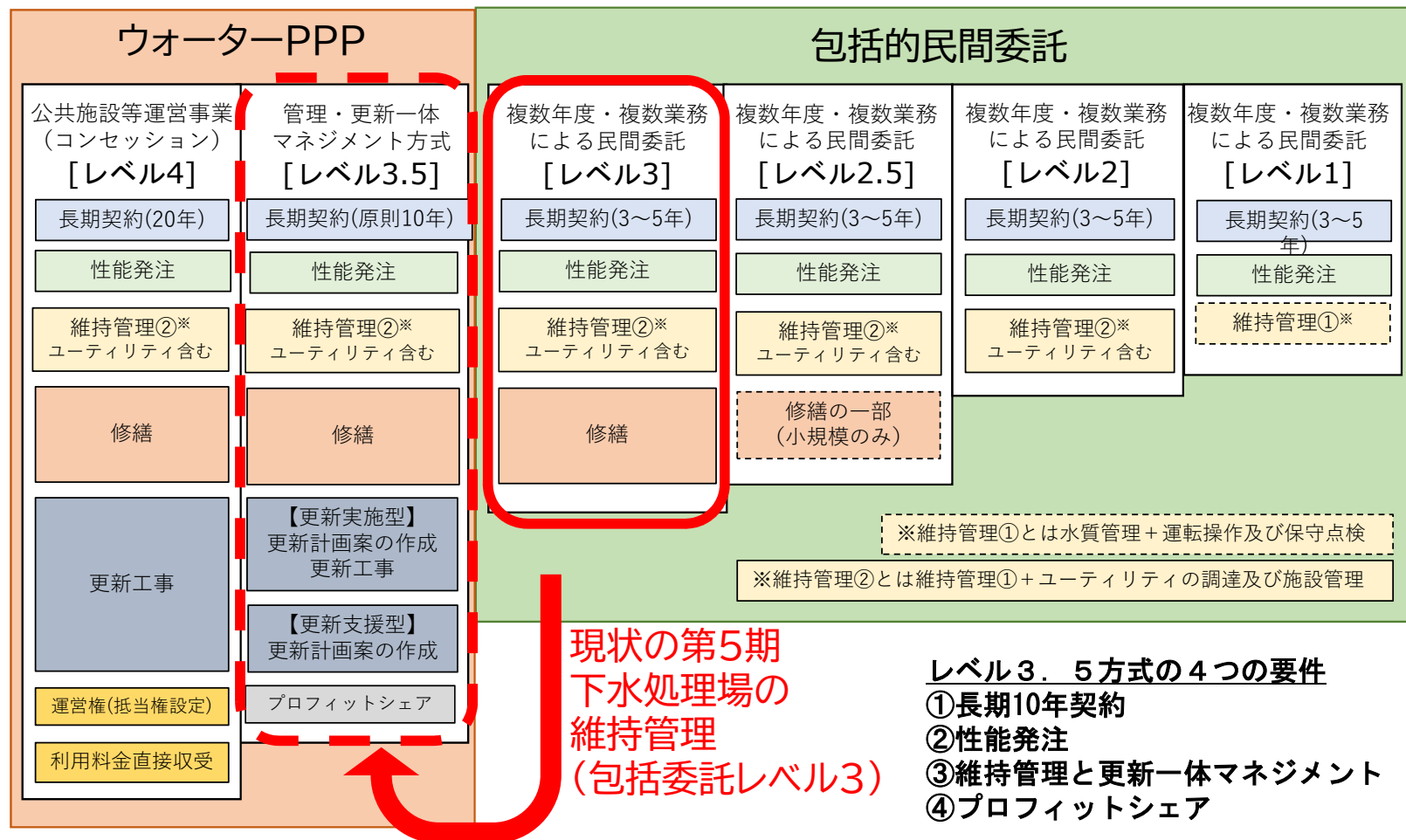
（3）想定スケジュール

- 令和8年度に事業実施に向けた事業者選定手続きを行うための導入支援業務を実施している



下水道官民連携（ウォーターPPP）事業導入

（4）ウォーターPPPと長崎市下水処理場の包括委託レベル



IV 長崎市上下水道事業マスタープラン2025の進捗状況

1 マスタープランの概要

長崎市上下水道事業マスタープラン2025

【基本理念】

信頼とともに持続可能な未来をつくる上下水道

【基本方針】

1 未来に向けて発展的に持続する上下水道

2 強靱で安定した上下水道

3 安全で信頼され、良好な水環境を確保する上下水道

【基本施策】

1 健全で持続可能な事業経営

2 環境負荷の低減

3 業務の効率化・高度化

4 組織力の強化・向上

5 戦略的広報の推進

1 施設の機能強化

2 危機管理体制の強化

1 安全な水道水の供給

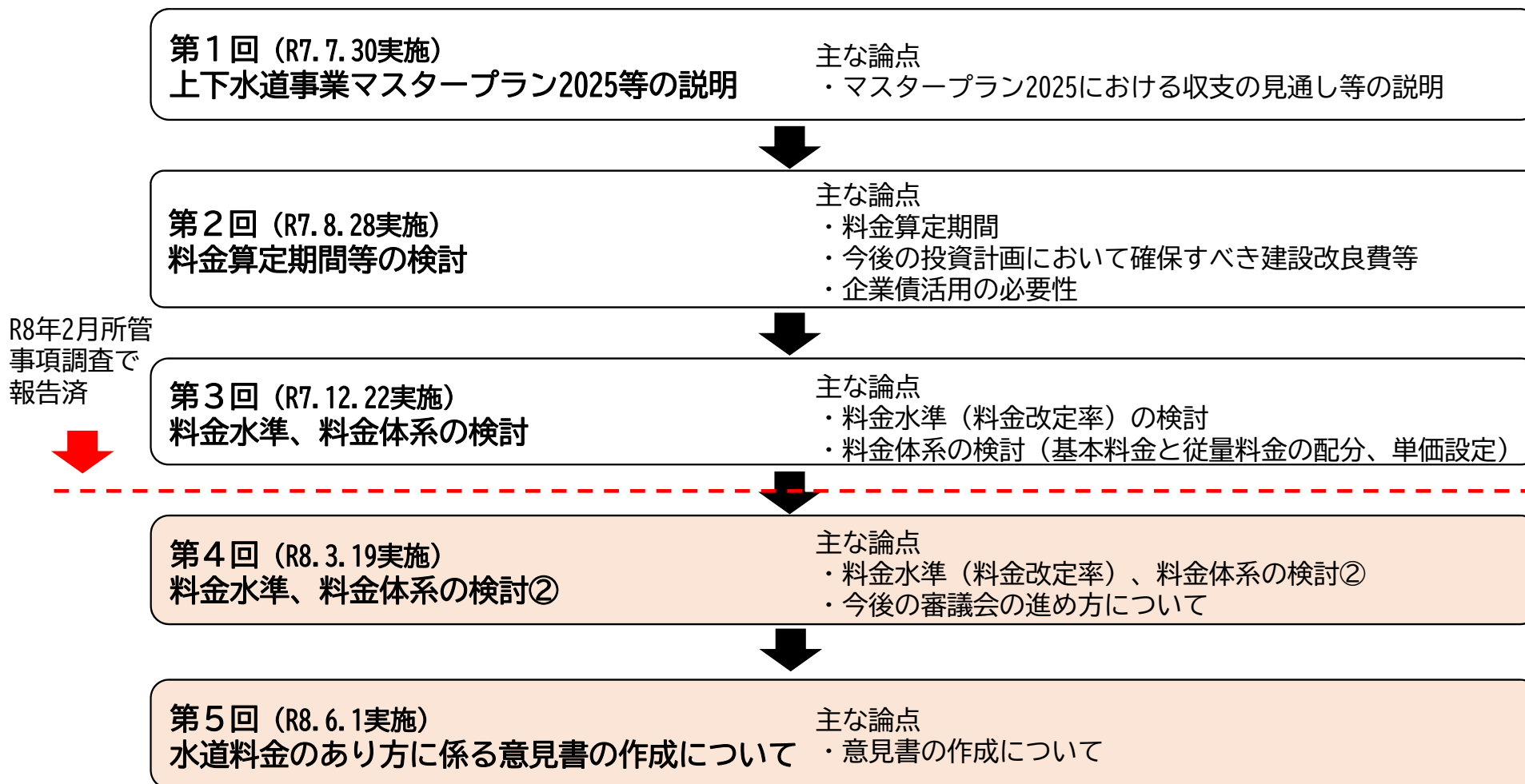
2 排水処理の適正化と水質保全

基本理念	基本方針	基本施策	基本施策の主な取組み	成果指標の令和7年度の実績				
				指標名		基準値(令和5年度)	令和7年度	目標値(令和16年度)
信頼とともに持続可能な未来をつくる上下水道	1 未来に向けて発展的に持続する上下水道	1-1 健全で持続可能な事業経営	●純利益の確保 ●収入の確保 ●資金の確保 ●局有財産の効率的利活用 ●アセットマネジメントを活用した事業経営 ●広域連携 ・長崎県水道広域化推進プランの推進 ・長崎県污水处理広域化・共同化計画の推進 ●施設の統廃合 ・新浄水場の共同整備 ・集落排水処理施設の公共下水道への統合 ・し尿等の公共下水道への投入	① 経常収支比率（水道）	⇕	112.57%	107.13%	100.00%以上
				② 料金回収率（水道）	⇕	107.18%	100.31%	100.00%以上
				③ 企業債残高対給水収益比率（水道）	⇓	102.71%	82.49%	125.00%
				④ 経常収支比率（公共下水道）	⇕	96.39%	109.98%	100.00%以上
				⑤ 経費回収率（公共下水道）	⇕	84.82%	117.67%	100.00%以上
				⑥ 企業債残高対事業規模比率（公共下水道）	⇓	299.78%	207.03%	200.00%
				⑦ 有収率（水道）	⇕	87%	86.2%	90%
				⑧ 施設利用率（水道）	⇕	64.7%	64.2%	60.0%
				⑨ 管路更新率（水道）	⇕	0.44%	0.26%	0.44%
				⑩ 有収率（下水道）	⇕	82%	82%	83%
				⑪ 施設利用率（下水道）	⇕	78.1%	76.1%	80.0%
				⑫ 管渠改善率（下水道）	⇕	0.02%	0.06%	0.08%
				(進捗状況の説明及び今後の取組み)				
		⑥引き続き、毎年度の借入額を元金償還額以下に抑制し計画的な残高の縮減を図る。 ⑦減少傾向にあるが、漏水調査業務委託の調査方法を変更して有収率の向上を図る。 ⑨計画的に基幹管路の更新を優先しているため、更新延長は短くなっているが、今後も管路更新率の向上に努める。 ⑩引き続き、管更生等、老朽管の改築を行い、不明水量の削減に努める。 ⑪処理水量の減により施設利用率は減少傾向にあるが、施設の規模や能力の適正化を行い、施設の経済性の向上に努める。 ⑫管更生の実施により向上しており、今後も目標達成に向け、管更生工事を行い、老朽管の改善に努める。						
		1-2 環境負荷の低減	●浄水汚泥の有効利用 ●下水汚泥の有効利用 ●GXの推進	指標名		基準値(令和6年度)	令和7年度	目標値(令和16年度)
				⑬ 水道施設のエネルギー消費量削減率（※算出は毎年7月末予定）	⇕	— (0.1556kl/千㎡)	—	令和6年度から10%削減
				⑭ 下水道施設のエネルギー消費量削減率（※算出は毎年7月末予定）	⇕	— (0.1062kl/千㎡)	—	令和6年度から10%削減
		(進捗状況の説明及び今後の取組み)						
		⑬、⑭令和7年度実績値は7月末算出予定であるが、省エネルギー機器の導入等により、エネルギー消費量の削減に努めていく。						
		1-3 業務の効率化・高度化	●官民連携による効率的な事業運営の推進 ●DXの推進 ●新技術の導入	指標名		基準値(令和5年度)	令和7年度	目標値(令和16年度)
				⑮ 窓口手続等の電子化率	⇕	16.0%	40.0%	100.0%
		(進捗状況の説明及び今後の取組み)						
		⑮引き続き、水洗化補助申請や指定工事店、使用水量のお知らせ等の電子化の検討を進めていく。						
		1-4 組織力の強化・向上	●行政経営プラン等の着実な実施 ●職員の適正配置と人材育成の推進 ●ワークライフバランスの推進 ●広域連携 ・長崎県水道広域化推進プランの推進 ・長崎県污水处理広域化・共同化計画の推進	指標名		基準値(令和5年度)	令和7年度	目標値(令和16年度)
				⑯ 研修のプログラム数	⇕	45件	38件	45件
				⑰ 男性の育児休業取得率	⇕	20%	71%	85%
		(進捗状況の説明及び今後の取組み)						
⑯研修項目及び内容を精査したことによって件数は減したが、職員のスキルアップに繋がる研修を積極的に実施していく。 ⑰引き続き、男性の育児休業取得を積極的に推進していく。								
1-5 戦略的広報の推進	●効果的な広報・広聴活動の推進・充実 ●上下水道事業の理解・認識を深める取組みの促進	指標名		基準値(令和5年度)	令和7年度	目標値(令和16年度)		
		⑱ 情報提供に対する満足度	⇕	—	63.0%	75.0%		
		(進捗状況の説明及び今後の取組み)						
⑱住民説明会や広報紙やデジタルサイネージ等の媒体を活用した広報・広聴活動を積極的に行い、今後も市民にわかりやすく、満足してもらえる情報の発信に努めていく。								

基本理念	基本方針	基本施策	基本施策の主な取組み	成果指標の令和7年度の実績				
信頼とともに持続可能な未来をつくる上下水道	2 強靱で安定した上下水道	2-1 施設の機能強化	●計画策定 ・給水区域・排水区域の見直し ・水道事業基本計画の策定 ・アセットマネジメントの推進 ・ストックマネジメントの推進 ●適切な施設の維持管理 ・包括的民間委託（ウォーターPPP）の推進 ・新技術の活用 ・DXの推進 ・GXの推進 ・漏水防止対策 ・不明水対策 ●施設の計画的更新 ・配水施設整備事業 ・浄水施設・配水施設の改良事業 ・ストックマネジメント ●施設の統廃合 ・新浄水場の共同整備 ・集落排水処理施設の公共下水道への統合 ・し尿等の公共下水道への投入	指標名		基準値(令和5年度)	令和7年度	目標値(令和16年度)
				⑲ 有効率	⬆	91.1%	90.3%	95.0%
				⑳ コンクリート管更生率	⬆	24.7%	26.5%	35.8%
				㉑ 幹線管路の事故件数	⬇	3.1件	3.0件	1.3件
	(進捗状況の説明及び今後の取組み)							
	⑲無収水量が減少しないことが大きな要因となり減少している。無収水量の大半を占める給水管漏水量を防止することで有効率の向上を図る。 ⑳今後も引き続き老朽化が顕著で緊急度が高い箇所から管更生工事を行い機能強化に努めていく。 ㉑基準値を下回っているものの、大口径での破損事故が発生している。事故による影響が大きい大口径の管路を優先的に更新することで、市民への影響を最小限にする。							
	2-2 危機管理体制の強化	●災害・事故対応マニュアルの充実化 ●応急給水・応急復旧体制の整備 ●関係機関との連携強化 ●施設の耐震化・地震対策 ●管路の複線化 ●雨水渠の整備	指標名		基準値(令和5年度)	令和7年度	目標値(令和16年度)	
			㉒ 基幹管路の耐震化率（水道）	⬆	68.2%	68.8%	73.0%	
			㉓ 浄水施設の耐震化率	⬆	19.7%	41.8%	58.7%	
			㉔ 雨水管整備率	⬆	77.5%	77.5%	78.2%	
㉕ 基幹管路の耐震化率（下水道）			⬆	58.7%	59.2%	60.8%		
㉖ コンクリート管更生率（再掲）			⬆	24.7%	26.5%	35.8%		
(進捗状況の説明及び今後の取組み)								
㉒着実に基幹管路の更新を進めている。災害に備え、今後も影響度の大きい管路を優先的に更新を行っていく。 ㉓引き続き、手熊浄水場耐震化及び新浄水場の建設により耐震化を進める。 ㉔目標達成に向け、計画的に雨水管整備を行い、浸水被害の減少に努める。現在、文教地区の雨水管を整備中で、今後は小ヶ倉第四排水区を整備予定である。 ㉕目標達成に向け、管更生等の耐震化を行い、安定した流下機能を確保できるよう努める。 ㉖目標達成に向け、今後も引き続き老朽化が顕著で緊急度が高い箇所から管更生工事を行い機能強化に努めていく。								
3 水環境を信頼される良好な水道	3-1 安全な水道水の供給	●水質管理水準の維持 ●自然災害等に伴う影響への対応 ●直結式給水の拡大	指標名		基準値(令和5年度)	令和7年度	目標値(令和16年度)	
			㉗ 水質基準適合率	⬆	100%	100%	100%	
	(進捗状況の説明及び今後の取組み)							
	㉗今後も水質基準に適合した安全な水道水の安定供給に努めていく。							
3-2 排水処理の適正化と水質保全	●放流水の水質保全 ●関係者との連携強化 ●下水道の普及・水洗化の促進	指標名		基準値(令和5年度)	令和7年度	目標値(令和16年度)		
		㉘ 排水基準適合率	⬆	100%	100%	100%		
		(進捗状況の説明及び今後の取組み)						
㉘今後も排水基準を順守し、放流水の水質保全に努めていく。								

V 水道料金のあり方について

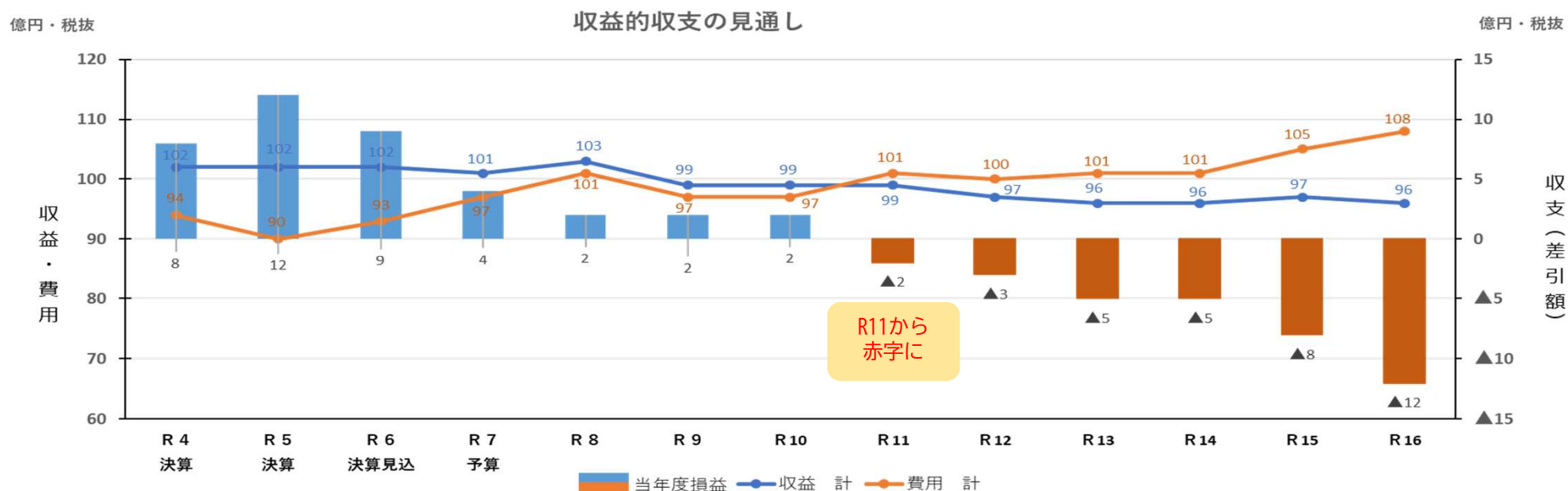
1 審議経過について



V 水道料金のあり方について

2 収支の見通し

令和8年度以降は物価や人件費の上昇の影響などにより更に収支見通しが厳しくなり、現行の料金水準では令和11年度以降、単年度赤字に転落する見込み。



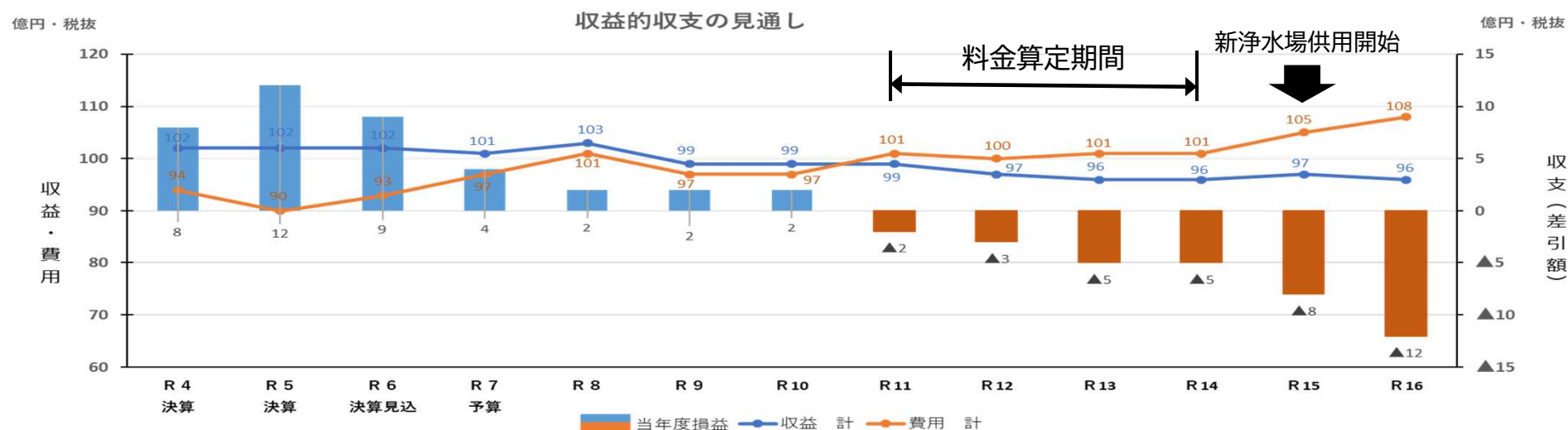
安全・安心で安定した水道供給を維持するため料金のあり方について検討が必要

V 水道料金のあり方について

3 料金算定期間について

- ・料金収入の予測や建設改良費の増加に伴う減価償却費の増額等を踏まえ収支見通しを算出
現行料金のままでは令和11年度に単年度収支が赤字となるため、令和11年度を料金算定期間の始期としたい
- ・また、令和15年度から新浄水場が供用開始し、新たに減価償却費が発生。その額は現時点で未確定であり、料金算定に適切に反映させることが困難であるため、終期については新浄水場の減価償却費が発生する前の令和14年度としたい

料金算定期間 令和11年度～令和14年度の4年間



V 水道料金のあり方について

4 料金算定期間において確保すべき建設改良費等

○料金算定期間（令和11年度～令和14年度）において必要な建設改良費 約 398億円

【主な建設改良費】

配水施設整備事業 約 112億円

浄水施設改良事業 約 240億円

事業名	事業費	主な内容
新浄水場共同整備事業	約207億円	老朽化した浦上浄水場と道ノ尾浄水場の統廃合
長崎県ダム事業負担金	約11億円	老朽化したダム施設の更新
東長崎浄水場改良事業	約5億円	老朽化した機械設備の更新
小ヶ倉浄水場改良事業	約5億円	老朽化した機械設備の更新
手熊浄水場改良事業	約4.2億円	老朽化した機械設備の更新

配水施設改良事業 約 35億円

事業名	事業費	主な内容
配水タンク耐震化事業	約14億円	老朽化し耐震性のない配水タンクの更新
配水ポンプ場改良事業	約8億円	老朽化したポンプ場のポンプ更新

V 水道料金のあり方について

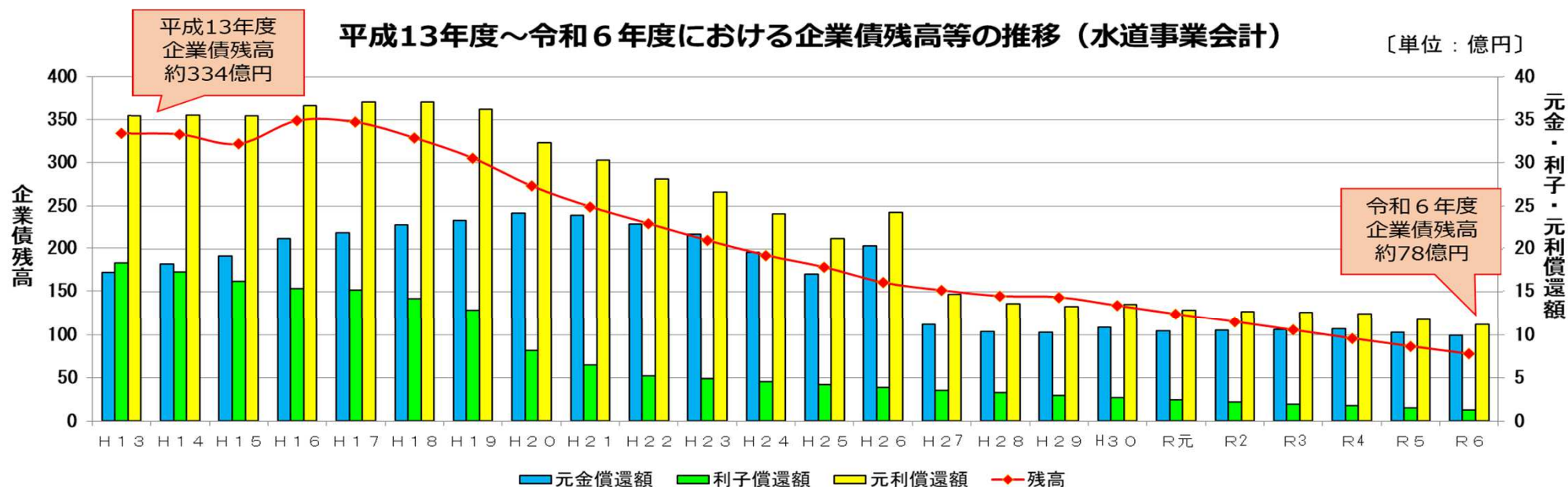
5 建設改良費等の財源について

○企業債の活用について

- ・ 企業債の借入れは少ない方が利息の支払いが減るなど収支上のメリットがあるものの、水道施設は一つ一つの資産が高額で、かつ長期間使用できることから、企業債を適切に活用することで更新費用の世代間負担の公平を図り、内部留保資金の減少を一定抑えることができる。

○企業債残高等の推移

- ・ 前回改定時（平成13年度）以降、企業債残高は減少傾向。令和6年度末時点で約78億円（平成13年度から約256億円減）
- ・ 長崎市上下水道事業マスタープラン2015では企業債残高の目標値を79億円と設定。借入の縮減により令和6年度の残高は約78億円と目標値を達成。引き続き給水収益と企業債残高のバランスを図りながら、主に老朽管更新等に対する企業債の活用を図っていく。



V 水道料金のあり方について

6 料金水準（料金改定率）について

- ・企業債は料金水準の検討に係る基本的な考え方に基づき、老朽管の更新事業である配水施設整備事業に適用することとし、企業債の充当額ごとに（i）～（iv）の4つのパターンでシミュレーション

	(i)	(ii)	(iii)	(iv)
企業債の充当額 (第13次配水施設整備事業)	50億円	40億円	30億円	20億円
料金算定期間の料金収入	342.2億円	352.2億円	362.2億円	372.2億円
うち料金改定による増収額	28.5億円	38.5億円	48.5億円	58.5億円
うち純利益見込	15.6億円 (3.9億円/年)	25.7億円 (6.4億円/年)	35.9億円 (9.0億円/年)	46.1億円 (11.5億円/年)
資産維持率(※)	0.146%	0.241%	0.336%	0.431%
令和14年度純利益見込 (料金算定期間最終年度)	1.8億円 【R6当初予算 約4.4億円】	4.4億円 【R6当初予算 約4.4億円】	6.9億円 【R6当初予算 約4.4億円】	9.5億円 【R6当初予算 約4.4億円】
料金改定率	9.09%	12.27%	15.46%	18.65%
評価	市民負担の軽減 ◎ 水道事業の経営 ×	市民負担の軽減 ○ 水道事業の経営 ○	市民負担の軽減 △ 水道事業の経営 ○	市民負担の軽減 × 水道事業の経営 △
	R14（料金算定期間最終年度）の純利益が、直近のR6当初予算を下回り、経営上の余裕が全くない	R14の純利益が、直近のR6当初予算と同規模であり、期間中の経営に過不足のない適正な額である	R14の純利益が、直近のR6当初予算より多少余裕があり、期間中の経営に必要な額をやや超える	純利益の規模が全体的に過大で、期間中の経営に必要な額を超える
	×	◎	○	×

※ 資産維持率は、保有する償却資産（減価償却の対象となる資産）全体に対する、純利益の割合を表す。

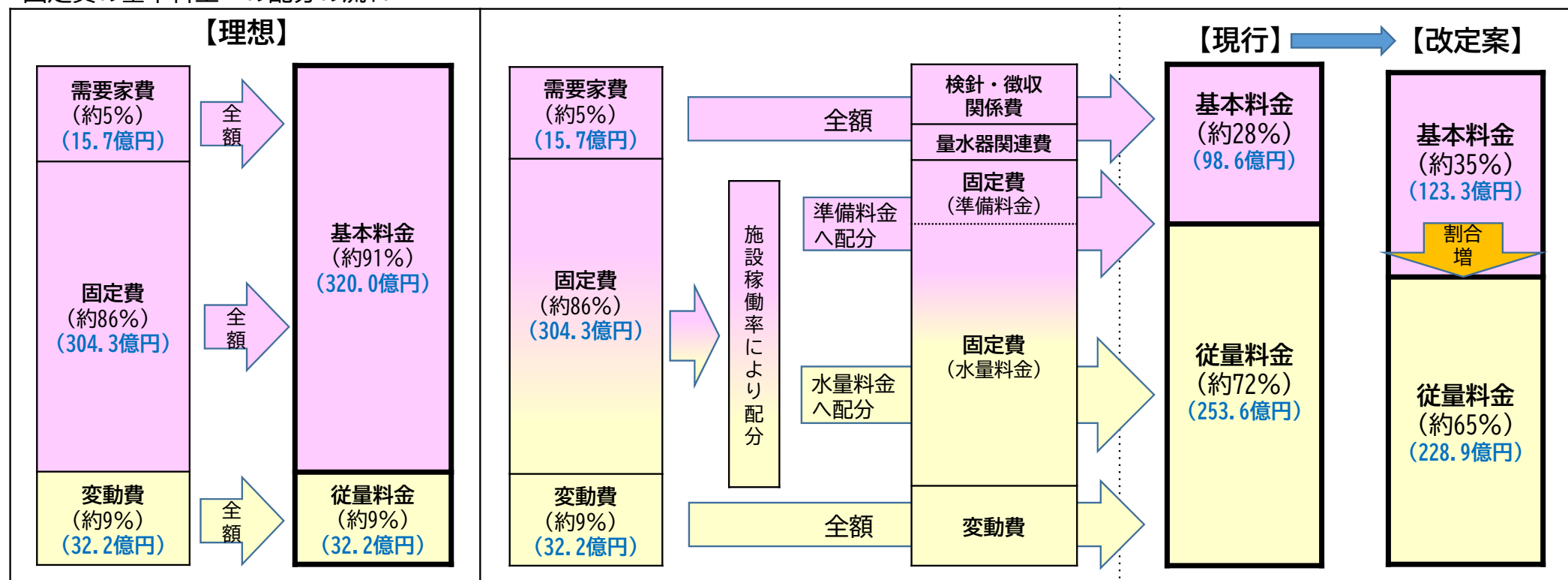
○以上のことから、料金水準の決定にあたり、（ii）企業債の充当額40億円を適正額とした原価計算に基づき、
料金改定率は**12.27%**としたい

V 水道料金のあり方について

7 料金体系について

(1) 基本料金と従量料金の配分見直し

固定費の基本料金への配分の流れ



需要家費…検針、量水器関係費用など水道の使用量に関わらず、需要家の存在により発生する費用
 固定費…施設維持管理費及び減価償却費など水道の使用量に関わらず固定的に発生する費用
 変動費…薬品費、動力費など水道の使用量に比例して発生する費用

※金額は平均改定率12.27%の場合

V 水道料金のあり方について

7 料金体系について

(2) 基本料金の設定

各契約口径に対する基本料金の配賦について

- ・大口径契約者は、小口径契約者と比較すると、より大きい浄水施設能力を確保する必要があるが、現行の基本料金は、平成13年度の料金改定時に激変緩和措置として、本来の浄水施設能力に応じた配賦となっていない状況。
- ・口径ごとの基本料金の設定は、水道管の口径毎における理論的な流量（理論的流量：ウィリアム・ヘーゼンの公式による）を基に算定する方法が水道料金算定要領にて推奨されており、今回、理論流量比を考慮した基本料金に見直す。

基本料金の改定案（基本料金の配賦額）

平均改定率：12.27%

1か月あたりの料金（単位：円）

	φ13・20mm	φ25mm	φ40mm	φ50mm	φ75mm	φ100mm	φ150mm	φ200mm
①現行	805	1,000	2,500	4,500	9,500	16,000	33,000	45,000
②改定料金（ア）＋（イ）＋（ウ）	1,100	2,500	7,500	13,500	35,500	72,000	198,500	417,000
（ア）検針・徴収関係費 口径に関わらず一定割合で配賦	114	114	114	114	114	114	114	114
（イ）量水器関連費 メーター取得価格に基づき配賦	36	47	184	947	1,208	1,766	4,414	17,655
（ウ）固定費 口径別の水量比率に基づき配賦	953	2,367	7,367	12,540	34,378	69,982	193,759	399,361
③現行との差（②－①）	+295	+1,500	+5,000	+9,000	+26,000	+56,000	+165,500	+372,000

V 水道料金のあり方について

7 料金体系について

(3) 従量料金の設定

平均改定率：12.27%

従量料金の改定案（見直し単価案の比較）

1 m³あたりの料金（単位：円）

区分		案1（ランク1増・4減）	案2（ランク1増）	案3（同額増）	案4（同率増）
		ランク1 現行 70 ⇒ 80 ランク2 現行 260 ⇒ 260 ランク3 現行 330 ⇒ 330 ランク4 現行 396 ⇒ 360 ランク5 現行 396 ⇒ 250	ランク1 現行 70 ⇒ 75 ランク2 現行 260 ⇒ 260 ランク3 現行 330 ⇒ 330 ランク4 現行 396 ⇒ 396 ランク5 現行 396 ⇒ 250	ランク1 現行 70 ⇒ 73 ランク2 現行 260 ⇒ 263 ランク3 現行 330 ⇒ 333 ランク4 現行 396 ⇒ 396 ランク5 現行 396 ⇒ 250	ランク1 現行 70 ⇒ 72 ランク2 現行 260 ⇒ 268 ランク3 現行 330 ⇒ 340 ランク4 現行 396 ⇒ 396 ランク5 現行 396 ⇒ 250
使用者への影響		全使用者に適用するランクのみの増額であり、公平な負担となる。負担が大きい大口使用者の負担を緩和する	全使用者に適用するランクのみの増額であり、公平な負担となる	使用水量に応じた負担となる	使用水量に応じた負担となるが、使用量が増えるほど負担幅が大きくなる
改定の影響	単身・高齢者世帯（概ね～10m ³ /月）	概ね100円/月の増	概ね50円/月の増	概ね30円/月の増	概ね20円/月の増
	ファミリー・子育て世帯（概ね～20m ³ /月）	〃	〃	概ね60円/月の増	概ね100円/月の増
	中小・零細事業者（概ね～100m ³ /月）	〃	〃	概ね300円/月の増	概ね840円/月の増
	大規模事業者（概ね～1,000m ³ /月）	概ね32,300円/月の減	〃	〃	〃
	大規模事業者（概ね～2,000m ³ /月）	概ね178,300円/月の減	概ね145,950円/月の減	概ね145,700円/月の減	概ね145,160円の減
	従量料金の通増度※（現行：5.66）	4.50	5.28	5.42	5.50

※通増度…従量料金の一番高い単価と低い単価の割合。日本水道協会が発行する「料金算定要領」では、従量料金は均一単価が原則であるため、漸進的に解消するものとしている

- ・水需要の減少を見据え、安定的な料金収入を確保するため、ランク1の料金収入に比重を置くと同時に、大口使用者の水需要の動向による影響を少なくするため、**案1を採用**

V 水道料金のあり方について

7 料金体系について

(4) 料金体系案（平均改定率12.27%）

1 か月あたりの料金（単位：円）

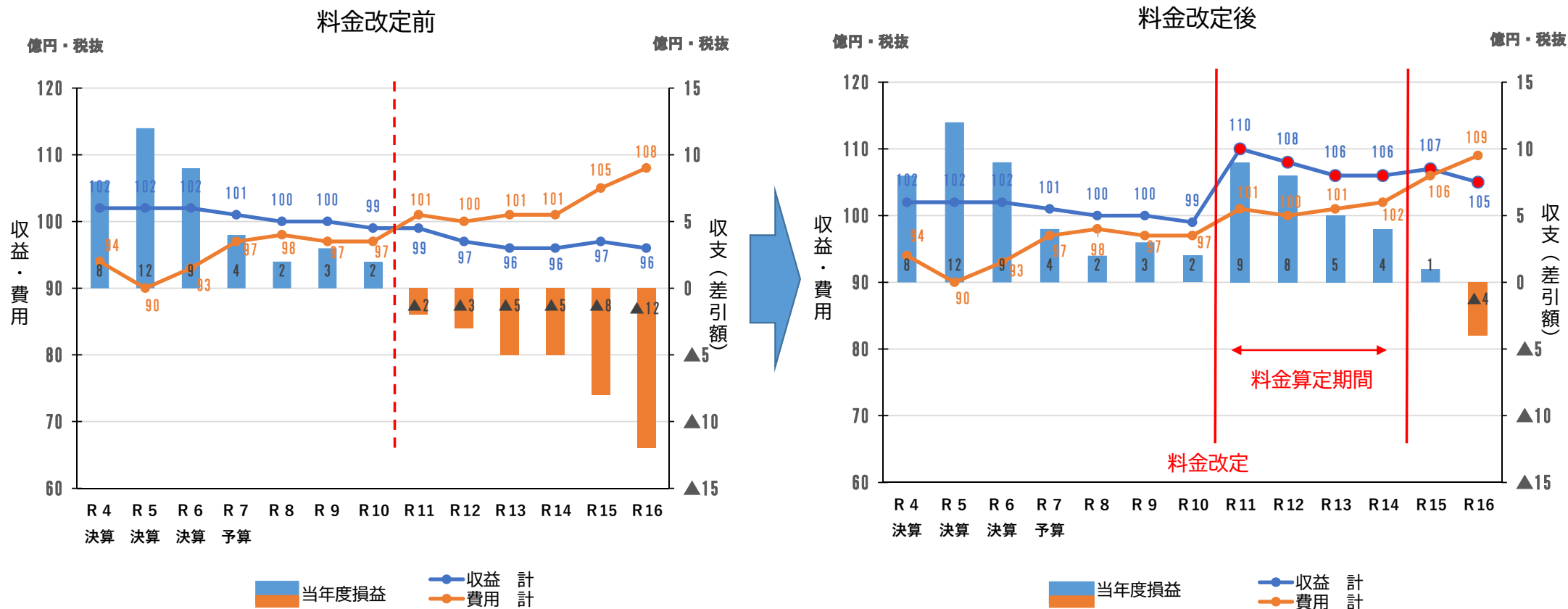
基本料金	現行	改定案 (現行との差)
φ13mm・φ20mm	805	1,100 (+295)
φ25mm	1,000	2,500 (+1,500)
φ40mm	2,500	7,500 (+5,000)
φ50mm	4,500	13,500 (+9,000)
φ75mm	9,500	35,500 (+26,000)
φ100mm	16,000	72,000 (+56,000)
φ150mm	33,000	198,500 (+165,500)
φ200mm以上	45,000	417,000 (+372,000)

1 mあたりの料金（単位：円）

	従量料金	現行	改定案 (現行との差)
一般	ランク1 (1~10m³)	70	80 (+10)
	ランク2 (11~50m³)	260	260 (±0)
	ランク3 (51~100m³)	330	330 (±0)
	ランク4 (101~1,000m³)	396	360 (▲36)
	ランク5 (1,001m³~) 新設		250 (▲146)
用途別	公衆浴場用	70	80 (+10)
	船舶用	170	180 (+10)
	臨時用	396	360 (▲36)

V 水道料金のあり方について

8 料金改定（改定率12.27%）によるマスタープラン期間における収支の見込み



V 水道料金のあり方について

9 口径別契約件数及び使用水量の推移

区 分		H22 (実績)	R6 (実績)			R11～R14平均 (見込)		
			実績	増減	増減率	見込	増減	増減率
給水人口		438,694 人	377,403 人	▲61,291 人	▲14.0%	352,323 人	▲86,371 人	▲19.7%
基本料金	φ20mm以下	209,013 件	211,222 件	2,209 件	1.1%	207,919 件	▲1,094 件	▲0.5%
	φ25mm	2,653 件	2,854 件	201 件	7.6%	2,784 件	131 件	4.9%
	φ40mm	963 件	1,045 件	82 件	8.5%	1,048 件	85 件	8.9%
	φ50mm	345 件	411 件	66 件	19.1%	416 件	71 件	20.7%
	φ75mm	96 件	112 件	16 件	16.7%	104 件	8 件	8.3%
	φ100mm	27 件	22 件	▲5 件	▲18.5%	20 件	▲7 件	▲25.9%
	φ150mm	6 件	6 件	0 件	0.0%	4 件	▲2 件	▲33.3%
	φ200mm以上	3 件	2 件	▲1 件	▲33.3%	2 件	▲1 件	▲33.3%
小計		213,106 件	215,674 件	2,568 件	1.2%	212,298 件	▲809 件	▲0.4%
従量料金	ランク1 (1～10m³)	20,183千m³	19,257千m³	▲926千m³	▲4.6%	18,360千m³	▲1,823千m³	▲9.0%
	ランク2 (11～50m³)	15,590千m³	12,374千m³	▲3,216千m³	▲20.6%	11,406千m³	▲4,184千m³	▲26.8%
	ランク3 (51～100m³)	1,169千m³	875千m³	▲294千m³	▲25.1%	821千m³	▲348千m³	▲29.8%
	ランク4 (101～1000m³)	2,621千m³	2,553千m³	▲68千m³	▲2.6%	2,364千m³	▲257千m³	▲9.8%
	ランク5 (1001m³以上)	1,962千m³	825千m³	▲1,137千m³	▲58.0%	643千m³	▲1,319千m³	▲67.2%
小計		41,525千m³	35,884千m³	▲5,641千m³	▲13.6%	33,594千m³	▲7,932千m³	▲19.1%

収入予測の考え方

1 給水人口の算出

国立社会保障・人口問題研究所が作成した将来推計人口により算出

2 口径別契約件数の算出

口径毎の契約戸数に過去3年間(R3～R5)の平均減少率▲1.79%～▲0.03%を乗じ、将来契約戸数を算出

3 使用水量の算出

(1) 一般家庭

給水人口に1人あたりの過去2年間(R4～R5)の平均使用水量6.3m³を乗じて算出

(2) 事業所

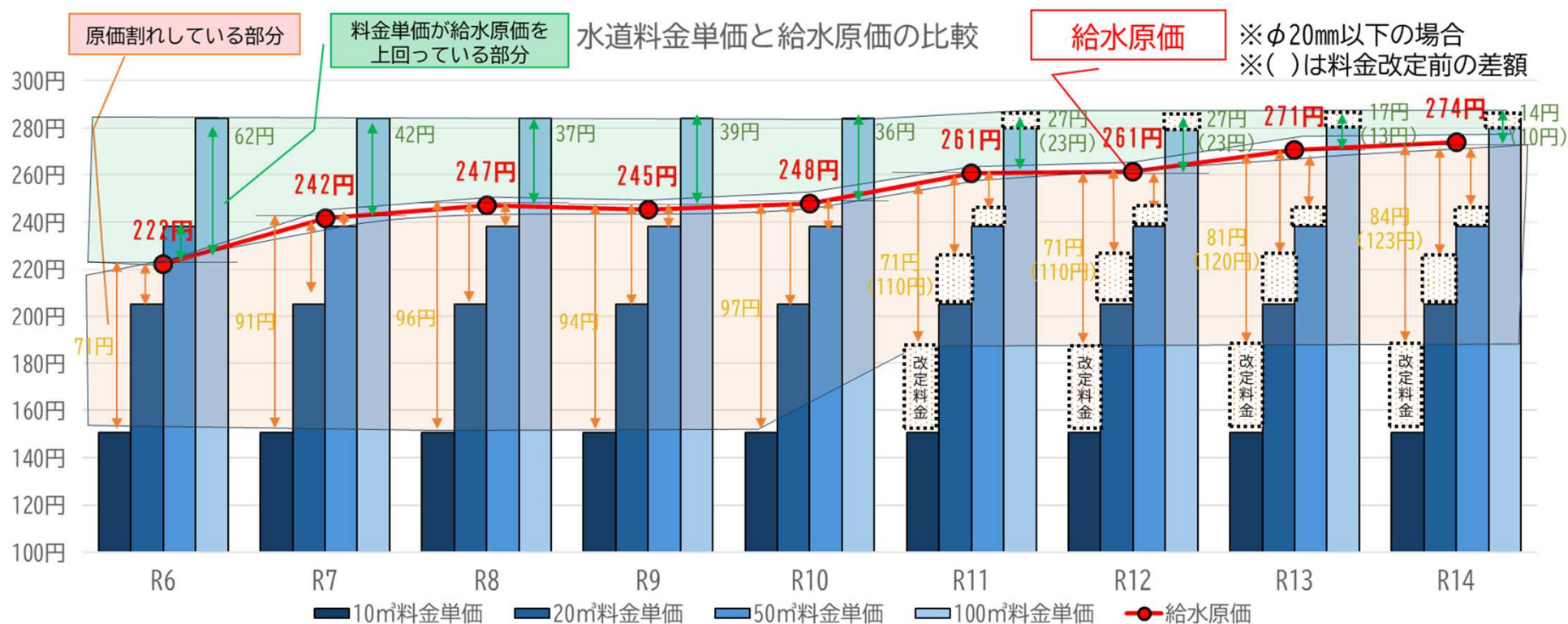
各年度ごとの人口減少率を使用水量に乘じて業種ごとに算出(▲1.02%～▲0.95%) (※人口減少の影響を受けない業種は除く)

(3) 使用水量の振り分け

上記(1)(2)により算出した使用水量を過去の実績構成率により振り分け

V 水道料金のあり方について

10 水道料金と給水原価（製造単価）の比較（年次推移）



給水原価は増加傾向の見込みであるため、

- 使用水量が少ない場合（10m³、20m³、50m³）：料金改定により第1ランク（1～10m³）を増額することで、原価割れの差は小さくなる
- 使用水量が多い場合（100m³）：水道料金単価が給水原価を上回っているが、水道料金単価との差は小さくなる

V 水道料金のあり方について

11 新たな料金体系（案）による標準モデル等への影響

（１）一般用（一般家庭） 口径20mm以下

（１か月あたりの料金：円）税抜

口径	世帯区分	世帯人数	使用水量	現行料金	改定料金	差額
$\phi 20\text{mm}$ 以下 使用件数 211,222件	単身・高齢世帯 1～2人世帯	10m ³		1,505	1,900	+395
				(基本料金) 805	1,100	+295
				(従量料金) 700	800	+100
	子育て・ ファミリー世帯 3～4人世帯	20m ³		4,105	4,500	+395
				(基本料金) 805	1,100	+295
				(従量料金) 3,300	3,400	+100
	二世帯住宅・ 大家族 5～6人世帯	30m ³		6,705	7,100	+395
				(基本料金) 805	1,100	+295
				(従量料金) 5,900	6,000	+100

V 水道料金のあり方について

11 新たな料金体系（案）による標準モデル等への影響

（２）一般用（事業者） 口径40mm

（１か月あたりの料金：円）税抜

口径	使用水量構成	使用水量	現行料金	改定料金	差額
$\phi 40\text{mm}$ 使用件数 1,045件	0～50m ³ (489件)	50m ³	13,600	18,700	+5,100
			(基本料金) 2,500	7,500	+5,000
			(従量料金) 11,100	11,200	+100
	51～100m ³ (210件)	100m ³	30,100	35,200	+5,100
			(基本料金) 2,500	7,500	+5,000
			(従量料金) 27,600	27,700	+100
	101～500m ³ (285件)	500m ³	188,500	179,200	▲9,300
			(基本料金) 2,500	7,500	+5,000
			(従量料金) 186,000	171,700	▲14,300
	501～1000m ³ (48件)	1000m ³	386,500	359,200	▲27,300
			(基本料金) 2,500	7,500	+5,000
			(従量料金) 384,000	351,700	▲32,300
	1001m ³ ～ (13件)	2000m ³	782,500	609,200	▲173,300
			(基本料金) 2,500	7,500	+5,000
			(従量料金) 780,000	601,700	▲78,300

V 水道料金のあり方について

11 新たな料金体系（案）による標準モデル等への影響

（３）一般用（事業者） 口径75mm

（１か月あたりの料金：円）税抜

口径	使用水量構成	使用水量	現行料金	改定料金	差額
<u>φ75mm</u> 使用件数 112件	0～50m ³ (19件)	50m ³	20,600	46,700	+26,100
			(基本料金) 9,500	35,500	+26,000
			(従量料金) 11,100	11,200	+100
	51～100m ³ (11件)	100m ³	37,100	63,200	+26,100
			(基本料金) 9,500	35,500	+26,000
			(従量料金) 27,600	27,700	+100
	101～500m ³ (40件)	500m ³	195,500	207,200	+11,700
			(基本料金) 9,500	35,500	+26,000
			(従量料金) 186,000	171,700	▲14,300
	501～1000m ³ (17件)	1000m ³	393,500	387,200	▲6,300
			(基本料金) 9,500	35,500	+26,000
			(従量料金) 384,000	351,700	▲32,300
	1001m ³ ～ (25件)	2000m ³	789,500	637,200	▲152,300
			(基本料金) 9,500	35,500	+26,000
			(従量料金) 780,000	601,700	▲178,300

V 水道料金のあり方について

11 新たな料金体系（案）による標準モデル等への影響

（４）一般用（事業者） 口径100mm

（１か月あたりの料金：円）税抜

口径	使用水量構成	使用水量	現行料金	改定料金	差額
<u>φ100mm</u> 使用件数 22件	0～50m ³ (1件)	50m ³	27,100	83,200	+56,100
			(基本料金) 16,000	72,000	+56,000
			(従量料金) 11,100	11,200	+100
	51～100m ³ (1件)	100m ³	43,600	99,700	+56,100
			(基本料金) 16,000	72,000	+56,000
			(従量料金) 27,600	27,700	+100
	101～500m ³ (11件)	500m ³	202,000	243,700	+41,700
			(基本料金) 16,000	72,000	+56,000
			(従量料金) 186,000	171,700	▲14,300
	501～1000m ³ (5件)	1000m ³	400,000	423,700	+23,700
			(基本料金) 16,000	72,000	+56,000
			(従量料金) 384,000	351,700	▲32,300
	1001m ³ ～ (4件)	2000m ³	796,000	673,700	▲122,300
			(基本料金) 16,000	72,000	+56,000
			(従量料金) 780,000	601,700	▲178,300

V 水道料金のあり方について

12 意見書（案）について

（１）意見書（案）の骨子

1 水道料金のあり方について

- （１）今後の経営見通しから、水道料金の改定が必要である
- （２）料金算定期間は、令和11年度から令和14年度までの４年間とする
- （３）水道料金の平均改定率は12.27%とする
- （４）基本料金は、すべての口径において引き上げる
従量料金は、第１ランクを引き上げ、第４ランクは引き下げる。また、第５ランクを新設する

2 今後の事業運営について

- （１）料金改定について、市民・事業者理解を得るよう努めること
- （２）水道料金については、定期的に見直しを行うこと
- （３）施設の老朽化対策を強化すること
- （４）経営改善の取り組みを進めること
- （５）水需要の増加を図るためのPRを進めること

V 水道料金のあり方について

13 今後のスケジュールについて

